

一般会計予算決算常任委員会  
産業建設分科会記録

令和7年3月12日

【開催日】 令和7年3月12日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後5時17分

【出席委員】

分科会長	藤岡修美	副分科会長	恒松恵子
委員	中島好人	委員	福田勝政
委員	宮本政志	委員	矢田松夫

【欠席委員】

委員	中村博行		
----	------	--	--

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹		
----	------	--	--

【執行部出席者】

経済部長	桶谷一博	経済部次長兼商工労働課長	田尾忠久
商工労働課主幹兼商工労働係長事務取扱い	中村扶実子	商工労働課課長補佐	中村宏
商工労働課企業立地推進室主任	久保弘明	商工労働課商工労働係兼公共交通対策室主任主事	蕎麦谷涉
農林水産課長	臼井謙治	農林水産課技監	熊川整
農林水産課主査兼耕地係長	本多享平	農林水産課農林係長	稲葉徹
農林水産課水産係長	山口大造	農林水産課耕地係主任	神田陽子
農林水産課耕地係主任	河内和雅	農林水産課農林係主任主事	中川大地
建設部長	井上岳宏	建設部次長兼都市計画課長	高橋雅彦
土木課長	大和毅司	土木課課長補佐兼管理係長	壹岐雅紀
土木課主査兼用地係長	日高辰将	土木課道路整備係長	三塩泰史
土木課河川港湾係長	中村友哉	都市計画課課長補佐兼都市整備係長	立野健一郎
都市計画課管理緑地係長	村上陽子	都市計画課計画係長	佐久間庸次
都市計画課建築指導室主任	川口圭司	下水道課長	中村景二
下水道課課長補佐兼計画係長	藤本英樹	下水道課管理係長	岡村厚志
下水道課管理係主任	原田尚枝	建築住宅課長	島津克則
建築住宅課主幹	石橋啓介	建築住宅課主査兼住宅管理係長	縄田誠

建築住宅課主査兼建築係長	山 本 雅 之	建築住宅課主査	石 田 佳 之
建築住宅課住宅管理係主任	壹 岐 隆三郎	農業委員会事務局長	伊 與 木 登
農業委員会事務局次長	藤 上 尚 美		

【事務局出席者】

局次長	中 村 潤之介	議事係書記	末 岡 直 樹
-----	---------	-------	---------

【審査内容】

1 議案第10号 令和7年度山陽小野田市一般会計予算について

---

午前9時 開会

---

藤岡修美分科会長 おはようございます。ただいまから、一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を開会いたします。なお、本日、中村委員から欠席届が提出されています。それでは、議案第10号令和7年度山陽小野田市一般会計について、審査番号1、審査事業19番、農地利用最適化推進事業につきまして、執行部の説明を求めます。

伊與木農業委員会事務局長 それでは審査事業19番、農地利用最適化推進事業につきまして説明いたします。事業名は農地利用最適化推進事業、予算額は556万4,000円です。105ページをお開きください。事業概要につきましては、本市では、市長から任命された14人の農業委員と、農業委員会が委嘱する14人の農地利用最適化推進委員の合計28人で活動を行っております。担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消及び新規参入の促進からなる農地等の利用の最適化の推進に積極的に取り組むこととしております。具体的には、右の欄の手段に記載しておりますとおり、農地相談、農地パトロール、農地利用状況調査、遊休農地所有者に対する利用意向調査など、農地利用最適化を推進する活動に農業委員と推進委員が連携して実施することとしております。次に、中段の指標については委員の活動日数を成果指標として掲げております。上段の目標の3,360日は委員1人当たり一月の活

動日数を10日としたもので、実績日数から除した93%が達成率となっております。令和7年度に向けた評価については、前年評価・事中評価ともに現状維持、引き続き農地等の利用の最適化の活動を推進して参ります。次に下段の妥当性、有効性及び効率性については、農業委員や推進委員が関与して、農地利用最適化推進事業を実施することで、深刻な問題となっている農業後継者の確保や耕作放棄地の発生防止などを図ることから、農家にとっては有益な事業であり、事業効果も現れておりますので、妥当性が認められます。また、本事業を実施する農業委員及び推進委員に対しては、法律に基づき、国から県を通じ、補助率10分の10の農地利用最適化交付金が交付され、報酬の支給に関しても市条例が整備されているため、受益者の負担を求める事業ではありません。こうしたことから、事業の有効性、効率性も認められ、全体で33点の評価となっております。106ページをお開きください、本事業の支出に関して説明いたします。支出内訳は、農業委員及び推進委員に支給する委員報酬のうちの能率給として498万2,000円を、次に事務費のうち、通信運搬費として43万7,000円を、システム利用料として14万5,000円を、それぞれ計上しております。その財源は全額県支出金となります。能率給の支給については、農業委員及び推進委員について、毎月の定額報酬とは別に、それぞれの委員の活動実績に応じ、年に一度、能率給を支給しております。所管部署、根拠法令等は記載のとおりです。続きまして、107ページをお開きください。農地利用最適化推進事業を事務事業評価シートで説明申し上げます。中段の支出内訳を御覧ください。令和4年度の決算額以降には事務費の記載がございます。これは、令和4年度に農地利用最適化交付金事業実施要綱が改正されたことによるものです。108ページの下部分を御覧ください。令和3年度までは、「交付金は推進委員等の報酬のみ」とあった使途が、「事務費としても活用可能」と見直されております。評価シート107ページにお戻りください。成果指標の委員の活動日数に関しても、要綱の改正に伴い令和3年度と令和4年度以降とでは大きく変わっております。再度108ページにお戻りください。令和3年度までは委員の活動

に対し3割、委員会の実績に対して7割であった算定割合が、要綱の改正により、委員の活動・成果に対し7割、委員会の成果に対して3割となり、委員の活動を重視するよう見直されております。このため、推進委員等が最適化の活動を円滑に実施できるよう活動の内容を整理したものが109ページとなります。要綱の改正により、令和4年度以降は委員の活動が活発になり、活動日数が増加しております。評価シート107ページにお戻りください。令和5年度の成果としては、委員の活動日数は目標には届かなかったものの、取り組む姿勢は感じ取ることができました。今後は、改めて農地利用最適化推進事業の必要性などについて、農業委員会で研修を重ねて、活動を活性化し、活動報告書への積極的な記載を促すことが改善につながると考えております。令和7年度に向けた方向性については、成果・コストともに現状維持で、引き続き農地等の利用の最適化の活動を推進して参ります。次に、資料の110ページを御覧ください。これは、農地利用最適化推進事業の実績等を示したものです。資料、中ほどの、令和5年度支払実績の欄を御覧ください。これは、ここにお示しした令和4年度の最適化活動日数等を基に、歳入欄の令和5年度にあります627万2,760円が交付され、そのうち565万8,000円が報酬として支払われたものを示しております。その下の段にあります、令和4年度支払実績においても同様の考え方となりますが、令和4年度は4月から9月までの最適化活動日数等を基に交付され、報酬を支払っております。なお、参考までに、下段に、県内13市の農地利用最適化交付金の報酬部分の額と、委員数及びそれから割り出した委員1人当たりの交付額をお示ししております。以上で説明を終わります。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を求めます。

中島好人委員 基本的に100%県が支出するという内容になっています。申請を出せば100%県が支出される感じですか。

伊與木農業委員会事務局長 まず、前年度実績を基に金額としての申請ではなく実績件数で申請します。申請が県、国に上げられまして、国が交付額を示しますので、それを基に市が報酬等をお支払いしております。

中島好人委員 数字的にも令和4年、5年はかなり実績も上がってきています。具体的にこの効果が表れているという評価基準を改めて言ってください。

伊與木農業委員会事務局長 委員の活動日数に個人差はありますが、最適化活動をされている日数はやはり多くなっております。また、活動日報が市に提出されますけども、その内容も事細かく書いてございまして、やはりたくさん活動していらっしゃると取れます。

矢田松夫委員 農業委員、最適化委員の活動の状況報告は紙か、それともタブレットによって電子でやるのか、どちらですか。

伊與木農業委員会事務局長 毎月、個別に紙ベースで出させていただいております。

矢田松夫委員 紙で出す活動報告書が100%に達しなかったのは、どういう理由ですか。本人の職務怠慢とか、けがや病気とか、あるいは能力の限界とか、いろいろ要素があると思います。本来なら100%に達するものが、達しなかった大きな理由としてはどういうものがあるんですか。

伊與木農業委員会事務局長 令和5年度の実績を基におっしゃったと思います。この93%は、活動自体の日数を示しておりまして、この日数がベースにはなってきますけども、もっと活動していらっしゃるのに書いていられないのではないかと推測されるところがあります。その辺りが目標を下回っている要因ではないかと推測されます。

矢田松夫委員 そういう場合は農業委員会事務局でチェックすると。「実際に

はこういうことがあるんじゃないか」、「これは抜けているんじゃないか」、「こういうふうに報告すればいいんじゃないか」、「もっともっと活動実績はあるんじゃないか」という指導はされていますか。本人に任せきりですか。

伊與木農業委員会事務局長 令和6年3月に最適化委員会を行ったときに、ここにつきましては両委員に向けて、活動日報はしっかりと書いていただくように再度お願いしております。

恒松恵子副分科会長 「交付金を事務費として活用できる」とございます。タブレットの通信費にも活用できるということですが、ほかに事務費として使えるものはどのようなものがありますか。

伊與木農業委員会事務局長 令和4年度、5年度ともに消耗品、通信運搬費等に充てられております。消耗品としては、タブレットの保護フィルム、防じんケースを令和4年度も5年度も購入しています。通信運搬費としては、令和4年度の途中から使っており、6か月分のタブレット端末の通信料、令和5年度につきましては、12か月分の通信料です。使用料及び賃借料としまして、MDM利用料で、令和4年度、5年度ともに使っております。MDMというのは、モバイル端末、タブレットのことですけれども、こちらを監視遠隔操作するシステムで、必須条項となっております。

恒松恵子副分科会長 主にタブレット端末に係るものと理解しました。これは申請したら全て認められるのでしょうか。一旦、県に申請するとありましたので、こちらの支給についてどのようになっているかお伺いします。

伊與木農業委員会事務局長 申請時に、報酬分と事務費分として、両方申請するわけですけれども、その中でこういったものがありますということで入れてございます。先ほどの説明で若干触れたんですけれども、報酬として

支払いのときには全体の7割以内で、事務費としては3割以内が交付されるわけになります。ですから、交付された中で、こちらのほうも使っていくという形になります。

矢田松夫委員 先ほどタブレットを使った情報収集含めて質問しましたが、紙ベースで報告すると言われたんですよね。だけど実際のところ活動記録簿の入力がこのタブレットでできるんですが、タブレットに基づいて、事務局に送るという方法じゃなくて紙を毎月ごとに出すと。こういう旧態依然のやり方よりは、記録を入力したらそのまま事務局に送るというシステムはできないですか。

伊與木農業委員会事務局長 これはまだ施行しておりませんが、システム上は可能と聞いています。また、これは今から委員等が、タブレットの使い方にもっと慣れてきた段階で、そちらに展開してまいりたいと考えています。

宮本政志委員 105ページの下に評価項目と評価理由がありますよね。評価点総合33点、評価結果は3点と5点とで、まず、最低点と最高点は幾らですか。0点から5点なのかを教えてください。3点が高いのか。5点が満点なのか。

伊與木農業委員会事務局長 事務事業調書の評価結果の点でよろしいですか。  
（「はい」と呼ぶ者あり）これは、項目にもよったと思うんですけども、1、3、5点で5点が満点だったかと思えます。

宮本政志委員 そうすると、評価項目における、目的の妥当性が真ん中の3点、事業の優先度も真ん中の3点、手法の有効性も真ん中の3点、視点効率性に関しては全部中間点の3点でしょう。まず、目的の妥当性が評価結果で3点の理由は端的に何ですか。

伊與木農業委員会事務局長　こちらの事務事業調書をつくる上で、こういったものについては3点、こういったものについては5点っていう区分分けがあったと思います。それにのっとして当てはめると、それぞれがこの点数になっております。例えば、目的の妥当性の項目の3点が基準点として、5点がそれを上回るとか、その辺りを覚えてないんですけども。

宮本政志委員　これは審査で非常に重要で、というのが107ページの令和5年度の事務事業評価シートが出ております。最後の目的達成度B。このBはBでもいいです。ただ、令和7年度に向けた方向性は、成果も現状維持、コストも現状維持っていう、要は令和7年度を審査しているわけで、令和7年度に向けた方向性は現状維持でいいという前提が来ているわけよね。委員としては3点が非常に多いのはなぜか単純に思うわけです。この事業そのものの評価が下がるのであればそこを改善していかないといけない。これが現状維持でいいのか払拭できんよね。だから3点になった理由を一つ一つ聞いた。3点っていうのも妥当性があるんだ、だからこの107ページは令和7年度に向けて現状維持という結果が出ているんだなってところを聞きたくてお聞きした。なぜその点数なのかを聞きたいです。

藤岡修美分科会長　それでは暫時休憩いたします。

---

午前9時25分　休憩

---

---

午前9時55分　再開

---

藤岡修美分科会長　それでは分科会を再開いたします。

伊與木農業委員会事務局長　先ほど宮本委員から質問がありました評価結果が満点でないところにつきまして回答申し上げます。まず、妥当性、目的

の妥当性のところですけども、これが3点という評価結果となっています。こちらのほうにつきましては、この評価基準の中に、5点になるには、重点プロジェクトに該当する事業となりますが、こちらの事業は重点プロジェクトに該当しておりません。目的の達成が総合計画の施策に沿う事業というところで3点になっていますので3点という評価になっております。続きまして、有効性、事業の優先度というところになります。ここが3点になっております。こちらにつきましては、国、県の主要事業の実施に伴い、市が実施する事業という項目がございまして、これが3点の項目になります。それに該当しますので、3点としてございます。ここの満点は5点です。

宮本政志委員　そういうことは、一つ目の目的の妥当性は、5点が満点だけど、3点で、二つ目の事業の優先度も、満点5点だけど、3点ってこといいですか。

伊與木農業委員会事務局長　はい、そのとおりです。

宮本政志委員　そうするとそのあとの四つの3点についても、冒頭で満点を教えてください。

伊與木農業委員会事務局長　手法の有効性が5点満点です。効率性は、実施主体の適正化が3点満点です。

宮本政志委員　さっき、答弁を途中で切ってしまったのでいけなかった。冒頭に、満点は5点です。3点です。このたび3点に関してはと、最初の二つと同じように、理由は一緒に述べてください。

伊與木農業委員会事務局長　実施主体の適正化、こちらが3点満点で3点の評価にさせていただいております。こちらは、3点の中にあるところで、外部の活用が認められていない事業というところで、3点の評価とさせ

ていただいております。その次の受益者負担の適正化、これも3点満点のうちの3点をつけています。こちらにつきましては、受益者負担を求めることが適当でない事業ということで、3点にしております。それと最後の項目のコスト効率、こちらは、5点満点でございます。3点の理由といたしましては、これが、再度確認いたしましたら、こちらの採点間違いがございましたので、改めたいと思っております。今は3点になっております。5点満点の項目に当てはまるのではないかと確認できましたので、ここを5点に変えたいと思っております。これも後に内部で確認を取りながら、どのタイミングで変更するのかといったところを図りたいと思っております。

宮本政志委員 なるほど。これは単純に委員として、5点満点が全部最高得点と思ったから、だから、3点が多いなというところからの質疑なんです。これは今後、議会としては、それぞれこの項目の満点は3点か、5点かを先に出してもらわないと、僕みたいな質疑になってしまう。これは委員会のほうからということで。そこで質疑します。先ほど言ったように、令和7年度に向けた方向性は、成果もコストも現状維持で予算が出てきています。105ページの事業概要は、農地等の利用の最適化の推進。推進とは何かというと、一つ目が担い手への集積集約化、二つ目が耕作放棄地の発生防止解消、三つ目が新規参入の促進。これらに積極的に取り組むため云々でこの予算を計上してあるので、実績をお聞きしたいです。まず、担い手への集積集約化。これは、令和6年度はまだ多分出ないかもしれませんが、令和5年度でいいですけど、この実績はどうだったんですか。令和5年度の計画に対する実績はどうだったんでしょうか。

伊與木農業委員会事務局長 大変申し訳ございません。令和5年度の実績値は持ってきておりません。令和6年度2月末までの分でしたら、持ってきております。そちらでよろしいでしょうか。

宮本政志委員 令和6年度2月だったら、つい先月でしょう。令和6年度2月までの最新の実績をお持ちですから令和6年度当初はこういう計画だったということもお願いします。

伊與木農業委員会事務局長 それでは農地の集積ですけども、令和6年度当初が444ヘクタール。令和6年度単年度での目標が473ヘクタール。それに対しまして今年度2月までが76ヘクタール。現在、集積率が39.7%です。

宮本政志委員 では、次の耕作放棄地の発生防止と解消も同じように、令和6年2月で、もし、データがあればそちらの最新がいいし、なければ令和5年度でいいです。

伊與木農業委員会事務局長 大変申し訳ございません。解消の部分はまだ持っておりません。遊休農地の面積でございましたら、令和6年4月1日現在と令和7年2月28日現在、これも2月末現在ですけども、こちらであれば、数字がございますがよろしいでしょうか。

宮本政志委員 耕作放棄地があるかの面積だけお聞きしても……

藤岡修美分科会長 引き算したら、出るのではないか。

宮本政志委員 出るなら取りあえずお願いします。

伊與木農業委員会事務局長 今年度当初の遊休農地面積は75.2ヘクタールであり、令和7年2月末現在では75.05ヘクタールです。遊休農地の面積自体は減っておりますが、全てが解消に向かったかといえそうではないかなと捉えております。

藤岡修美分科会長 今の説明によると遊休農地の面積が減ったんじゃないです

か。

伊與木農業委員会事務局長 遊休農地の解消につきましては、例えば、農地を耕作できる状態に戻すというやり方が一つと、あと一つは、もう全く使えない状態になって、地目上、山林や原野になってしまうという大きく分けて2とおりがあります。この減ったというところは、現在の感覚で申し上げて大変申し訳ないですけども、山林、原野のほうに流れたと考えられ、解消というには違うかなと思っております。

宮本政志委員 新規参入の促進についてお聞きしていいですか。

伊與木農業委員会事務局長 大変申し訳ありません。こちらも現在、データがありません。新規参入の促進は、農業委員会だけでなく、農林水産課とも連携しておりますので、今年度、現在の数字がまだ拾えておりません。

宮本政志委員 そうすると、この新規参入の促進というのは、令和5年度、6年度を鑑みたときに、進んでいると感じておられるんですか。今、具体的な数字が出せないってことは、把握もしてらっしゃらないのか。

伊與木農業委員会事務局長 1月に新規就農者に対しての面談もあったわけなんですけども、実際に営農計画の立て方を持ってこられた方がいらっしゃって、農林水産課と連携しながらやっております。実際にそういった方々ともお会いしてお話しさせていただいておりますので、僅かずつではありますが、進んでおると考えています。

宮本政志委員 今のような形で、そもそもの事業目的が事業概要で出るわけで、それが例えば今の令和7年度予算ですよね。そうすると令和5年度はこういう当初計画で、実績はこうだった、令和6年度は今、おっしゃったように2月末でたまたま新しいデータを持ってらっしゃったんだけど、こういう目的、計画だったけど、こうだったと。それを基に、令和7年

度の予算審査をしているわけですから、実績を資料等でお示しいただいたほうが、私どもも事業審査しやすいので、今後はそういう資料をきちっと出していただきたい。108ページからの資料は一通り目を通して、農業委員の方々が、農地利用適正化事業に対して一生懸命取り組んでおられると受け止めているし、評価していますが、今の実績を分かる範囲でお聞きしたら、あまりにも進んでないように思うんです。この資料から読み取れないのですが、何か大きな問題点ってあるんですか。

伊與木農業委員会事務局長　やはり今の農業とリンクするところがあるかとは思いますが、一番は、担い手不足ではないかなと思っております。担い手不足と相反するところ、耕作がもうできないという方との相談とその担い手とのマッチングということになるわけですが、毎年、耕作ができないということで相談を受けて、農業委員、推進員にここの農地を誰か作ってくれる人はいないだろうかという相談もしながら、進めていただいています。どうしても作れないところと比べて、新しくここに作りましょうというところが、追いついていないのが現状かと考えております。実際には、委員の方々はよくやってくださっているというイメージは非常に強く感じております。

宮本政志委員　そうすると局長、農林水産課も大きく関係してきます。先ほどデータの関係をおっしゃったけど、そうでしょう。担い手不足の関係があったりとか、あるいは収入面の問題であったりとかいろんな問題がありますよね。それと今の本市、担当も含めて藤田市長の政策姿勢というものが、第一次産業の中でも農業に目を向けた計画になっているかも重要だけど、その辺りしっかり農林水産課とも連携して、この農地利用適正化事業に対して、もっとほかの部分で予算が必要かどうか踏まえて、少し精査していかないと、毎年出てきても、毎年同じ結果となってくるので、その辺が非常に心配です。ぜひ、農林水産課としっかり連携してこの事業に取り組んでいただきたいと思うんですけど、部長いかがですか。

桶谷経済部長 今、委員の言われたとおりだと思っております。常日頃から農業委員会と農林水産課が連携しておりますが、さらに強化できるように努めていきたいと思っております。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに質疑はありますか。

矢田松夫委員 先ほどタブレットの活用について、活動報告については、紙ベースで行うが、今後タブレットを利用してタブレットによる記録の送信は考えるということですが、これの事業計画はあるんですか。当初タブレットを入れたときの令和2年。何年ですか。もう大分前に入れたんですよね。予算を組んで28台分頼んだときの約束は、活動記録簿を入力するとか、農地の利用状況調査票に活用すると。それについて、今後タブレットを利用して報告書を作っていくということになっていたんですが、これについての今後の進め方を最初にお聞きしたいと思っております。

伊與木農業委員会事務局長 当初の計画を私もはっきり理解しておりませんが、大変申し訳ないです。まず、タブレット購入等をしたのが、たしか令和4年だったと思います。そこから利用開始して現在、有効的に使っておりますのが、年に一度の利用状況調査。これは、農地全筆を委員等にやっていただいております。これは非常に効果が上がっています。あとは、活動報告もそうですけども、よく使い勝手に慣れていただくということから、今いろいろな連絡等を全てタブレットを通してやらせていただいて、まだ慣れていらっしゃる方もいますので、触れていただくということもやりながら、矢田委員がおっしゃったように活動記録も、だんだんとそちらに移行していきたいなと考えています。

矢田松夫委員 やっぱり能率給に替わって、タブレットでその活動記録を入力するのは、能率給にかなり影響する。先ほど言われたように活動報告を

していない方もおられますが、タブレットを使うことによって、農業委員、最適化委員自らの活動記録は直接ダイレクトにそちらに送ると。是非このタブレットを活用してほしいということです。当時は150万円ぐらい使って、購入から通信費から入れて、ぜひお願いしたいと。それから農業委員と最適化委員の選出方法というのはどうされているんですか。というのが、次の質問ですが、例えば、自分が住んでいる地区でなく、よそに行って、委員になっておられる方もいると思うんです。となると、例えば、農地の面積がどれぐらいあるのか、どなたの田んぼが耕作放棄地であるのかということも全部網羅しないと、この業務の遂行はできないと思うんです。誰とは言いませんが中には、自分が住んでいない、校区を越えての委員の方もおられますので。そういった選出方法とすることに問題があるかないのか、お答え願います。

伊與木農業委員会事務局長 農業委員につきましては、お住まいのところと担当地区は一緒じゃなくてもいいとなっております。ただ、最適化推進委員につきましては、居住の地域とその担当地域が同じとしております。

矢田松夫委員 問題あるか、ないか。それで、支障があるか、ないかですね。

伊與木農業委員会事務局長 現在、区域のことで支障があることは耳にしてございません。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに質疑はありますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）予算書のほうに参りたいと思います。予算書200ページから203ページ。

矢田松夫委員 201ページの通信運搬費68万5,000円は、毎年こういう金額が出ているんですが、これはどういったものに使われるのか。タブレットですか。

伊與木農業委員会事務局長 役務費、通信運搬費の68万5,000円よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）こちらは郵便料が17万9,600円。あと、タブレット端末の通信費が50万5,200円です。

宮本政志委員 需用費、消耗品費の69万1,000円の予算は、主に、大きいものはどういったものを購入する予定ですか。

伊與木農業委員会事務局長 農業委員の業務必携という冊子がございます。そちらと全国農業新聞の購読料、あと金額的に大きいのはコピー用紙になっています。

宮本政志委員 新聞は別にして、今の冊子とかコピー用紙とか割と大きなウエートを占めるものは市内業者で調達する予定ですか。

伊與木農業委員会事務局長 コピー用紙につきましては、企画課が毎年単価契約していると思いますので、そちらでの購入を考えています。あと、農業委員業務必携は発行している全国農業会議所から購入するようになっております。

藤岡修美分科会長 歳出はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）歳入、30、31ページの手数料。2項1目総務手数料の農業委員会事務局費。（「なし」と呼ぶ者あり）16款1項3目県負担金、38、39ページ。農業委員会費はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）あとは、補助金、県補助金、2項4目はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次が、2項4目県補助金、40、41ページはいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次が、農林水産業委託金、3項4目はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上ですね。審査番号1番の審査を終わります。ここで職員入替えのため暫時休憩とします。

---

午前10時26分 休憩

---

藤岡修美分科会長 それでは分科会を再開いたします。審査番号 2 番、農林水産課所管の審査事業 20 番から 26 番まで、執行部の説明を求めます。質疑はそれぞれ審査事業ごとに行います。

臼井農林水産課長 審査対象事業 20、担い手支援事業について御説明いたします。予算審査資料 111 ページから 116 ページに事務事業調書、事務事業評価シート、参考資料を掲載しておりますので御覧ください。経営発展を目指す認定農業者が、整備、導入しようとする機械、施設の経費の一部を支援することで、担い手の確保・育成を図っていかうとするものです。補助率は 2 分の 1 以内、補助金額の上限は機械 50 万円、施設 100 万円であり、ふるさと支援基金を財源とする単市事業であります。令和 6 年度の実績は 12 件、497 万 6,000 円。令和 7 年度予算額は 400 万円。予算を計上するに当たっては、認定農業者に要望調査を行っており、現時点で御要望のあった種類、金額については、参考資料にあるとおりです。事業の目標達成度は A、令和 7 年度に向けた方向性は、成果、コストともに現状維持であります。続きまして、審査対象事業 21、新規就農・就業者定着支援事業について御説明いたします。資料 117 ページから 121 ページを御覧ください。国の農の雇用事業または雇用就農資金を活用している法人に対し、県とともに補助金を給付し、新規に就業する者の確保及び定着を図ろうとするものです。令和 3 年度から令和 6 年度までの実績、あるいは令和 7 年度の見込みにつきましては参考資料の表のとおりです。一昨年度及び今年度の実績は 3 者に止まり、評価シートの目標達成度は C となりましたが、令和 7 年度については、4 者、7 名と新規 2 名を見込んだ給付を予定しており、予算額は 235 万円としております。続きまして、審査対象事業 22、新規就農者支援事業について御説明いたします。資料 122 ページから 125 ページを御覧ください。経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に

対し、農業用機械または施設の整備等に要する経費の一部を補助し、経営の安定化及び農業者の確保・育成を目的としております。補助率は2分の1以内で、機械の導入については上限150万円、施設の整備については250万円、家賃補助については月額2万5,000円です。事業評価シートにおける活動指標又は成果指標を補助人数としており、令和5年度の目標達成度はAとしておりますが、本年度の実績は、対象者1名に対する家賃補助のみに止まりましたので、いま一度、本事業のPRにしっかりと努めていきたいと考えております。令和7年度の予算は、例年どおりの予算額をお願いしております。なお、認定新規就農者は現在2名ですが、令和7年度における対象者は3名増加し、5名となる見込みです。続きまして、審査対象事業23、多面的機能推進事業について申し上げます。資料は126ページから129ページを御覧ください。農地、農業用施設の維持管理、補修を地域全体で実施することによって、農業・農村がもつ多面的機能が適切に維持・発揮されるとともに、担い手の負担軽減、あるいは担い手への農地集積を図っていこうとする取組です。5年度時点での活動組織数は19組織、共同活動に係る農用地面積は685ヘクタールでした。農振農用地の6割強に及ぶ面積で取り組まれている非常に重要な活動であると認識をしていますが、近年、徐々にその対象面積が減少していく傾向にあり、多面的機能への悪影響、あるいは耕作放棄地の拡大といったことへの懸念もあります。令和7年度の予算額は5,490万円あまり、経費の財源として、国庫が2分の1、県費が4分の1を負担しており、取組の有効性のみならず、コスト上でも有利な制度であり、新規の事業参加も募りながら、今後もこの事業を推進してまいります。続いて、審査対象事業24、小規模土地改良助成事業について申し上げます。資料130ページから133ページを御覧ください。県営土地改良事業等に該当しない小規模な改良等に対する地元要望について、小規模土地改良事業補助金交付要綱に基づき、これを採択し、農用地や農業用施設の改良、保全を実施することで、農業生産性の向上及び農村環境の改善に資することを目的に、予算の範囲内で補助金を交付する事業です。地元で整備される事業の内容によっ

て、採択基準や補助率に差があり、おおむね、受益戸数が2戸以上、受益面積が50アール以上、補助対象事業費が10万円以上、200万円から300万円以下のもので、補助率が50から70%以内で補助金を交付しております。事業評価シートにありますように、各年度に11件から13件を実施しており、目標達成度をA、事業の方向性を現状維持としておりますが、待機件数が減少せず、事業実施まで二、三年待ちとなるような状況続いておりますので、引き続き予算の確保に努めていきたいと思っております。続いて、審査対象事業25、防災重点ため池等廃止事業について申し上げます。資料134ページから137ページを御覧ください。防災重点農業用ため池とは、特措法に基づき、決壊による水害等により周辺区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして、県知事が指定するため池のことで、市内には最近、廃止工事が終了したため池が二つございますので、資料とは差異がございますが、現時点で92箇所、存在をしております。防災重点農業用ため池のうち、農業上の利用がなく、施設として不要となったものについては、維持管理等も十分に行われず、安全性が確保されていない状態にあり、災害の未然防止を図るために、順次、廃止・切開工事を実施しようとするものです。令和7年度は、山川の野田にある後迫堤ため池の廃止工事で有帆にある角石ため池、鴨庄、西山にある神田原ため池の実施設計を行うこととしております。対象経費については100%、県を介し国から補助されますので、人件費を除けば市の負担が少なく済みますが、国の財政上の措置を位置付ける「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が、令和12年度までの時限立法ですので、今年度において内示割れということもありましたが、できる限り本事業を推進していきたいと考えております。最後に、審査対象事業26、有害鳥獣捕獲奨励事業について御説明をいたします。資料は、138ページから141ページとなります。農林水産物等への被害軽減を目的に有害鳥獣の捕獲を奨励するため、山陽小野田市有害鳥獣対策協議会を事業主体として有害鳥獣を市内で適法に捕獲し、その確認資料を提出された方に補助金を交付する事業です。補助金交付要綱に基づき、1頭当たりイノシシ4,000円、シ

カ5,000円、サル1万3,000円、ヌートリアに2,000円を、駆除、狩猟の区別なく交付することで、国の鳥獣被害防止総合対策に加え、一層の効果を狙ったものです。実績としましては、シートにありますように目標値に達していないものもあり、達成度をBとしておりますが、猟友会の皆様には、地元の見撃情報に基づく現地での聞き取りや確認、罠設置、設置後の見回り等、手間や時間をかけて対応していただき、常に感謝をしている次第です。令和7年度に向けた方向性については、成果、コストともに現状維持としております。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願ひ申し上げます。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。まず、審査事業20、担い手支援事業につきまして、資料は111ページからです。

中島好人委員 112ページに財政的計画が載っていますが、令和6年度は500万円で、令和7年度だけ100万円減って400万円となっている理由は何でしょうか。

稲葉農林水産課農林係長 資料の116ページを御覧いただけたらと思います。先ほど、課長の説明にもありましたが、令和7年度の事業実施に向けて、認定農業者に、要望調査を行いました。その結果、359万4,000円という要望が出ましたので、400万円で今年度は予算計上要求させていただいております。来年度以降は、500万円を予定しております。随時、要望調査を行っていきませんが、機械であれば上限50万円ということで1年間に10人程度ずつ、活用できれば5年間に1回は認定農業者の方が申請できるような形で事業を取り組んでいきたいと思っております。

矢田松夫委員 認定農業者数は、令和6年度が63名で今年が65名の目標です。法人でなければなれないということはないと思うんですが、その内

訳は分かりますか。法人と例えばその個人経営、夫婦とか、兄弟とかでやる人もおられますけど、もしそれが分かれば、どっちのほうに力を入れるのかですね。本来であれば法人に入って活動してくれというのが簡単。機械、こういうのも、共同購入もできる。その辺のところ回答をお願いしたいんですが。

稲葉農林水産課農林係長 まず認定農業者の総数が、令和7年1月末現在で62名ほどいらっしゃいます。うち個人の方が47名、うち法人が15法人となっております。個人の47件のうち、夫婦で認定されている方が3組ほどいらっしゃいます。二つ目の御質問で、法人個人問わず、こちらの担い手支援事業につきましては、今資材高騰や物価高騰等で機械等もかなり高額となっておりますので、この認定農業者に対して、支援を引き続きしていきたいと思っております。認定農業者になる要件といたしましては、年間労働時間が2,000時間程度で、5年後の目標所得が300万円程度になる計画をつくっていただいて、審査会で審査が通れば認定農業者になれますので、農家の方に農地集積していただきながらこういった認定農業者になっていただくように、またお声掛けしていきたいと思っております。

宮本政志委員 認定農業者の要件は今、答弁で分かったけど、そもそも認定農業者とはどういったものですか。

臼井農林水産課長 農業経営基盤強化促進法という法律に基づいて、市が基本的な方針を立てます。その方針に沿った、農業を実施する者を認定農業者と呼びます。

宮本政志委員 ということはこの認定農業者が増えたほうが、メリットがあるってことですか。

臼井農林水産課長 先ほど、稲葉係長が説明したとおり、一定程度、自家消費

のために農業するというのではなく、食料安全保障等にも寄与する程度の生産物を出荷するというを前提としておりまして、増えれば効果があるということになろうと。

宮本政志委員 今の課長の答弁の前提で、本市の今の農業規模あるいは農地面積からいくと認定の農業者の数はどれぐらいが理想ですか。

臼井農林水産課長 認定農業者の農業形態にもよるかと思います。施設農業を志される方は、広い農地面積を有する必要がないということもございまして、いわゆる土地利用型農業と申しまして、米、麦、大豆を作付けされる方は、かなり広い面積を集積集約していく必要があろうと思います。理想的には、個人であれば、土地利用型農業であれば10ヘクタール以上の法人であれば20ヘクタール以上あると比較的安定した経営になるだろうと思っております。

宮本政志委員 個人なら10ヘクタール、法人なら20ヘクタールあったら理想的と。つくる人の面積によってどれぐらい本市で必要かっていうのは分かれてくるから、はっきり答弁できないのは分かるけど。そうすると目標が今、10件、10件、10件、10件になっています。これってこういう見方じゃない。目標は多めに持ったほうがいいという、一概にそうではなくて何か意図があつての件数だと思う。ただ増やしていくのなら10件、15件、20件、25件としてもいいけど、ずっと10件という意図は何ですか。

稲葉農林水産課農林係長 こちらの10件につきましては、先ほど言いました今年度は400万円でしたが来年度以降も500万円を要求ということで、認定農業者の方の機械補助で考えたとき上限50万円ですので、1年間に10人交付していきたい。またこの申請が、認定期間が5年間なんですけどその5年間のうち、1回申請という形になりますので、5年間で1回申請していただいて更新がかかったらまた申請ができるという

ことです。1年間に10件交付できれば、5年間で、皆さんに支援ができるという形で10件にしております。

宮本政志委員 意図はないけど、大体予算前提で決めているということが分かりました。令和6年7月末で62名って言われたけど、この7月以降、何か最新の人数のデータがあれば教えてほしいんですけど。

稲葉農林水産課農林係長 令和7年の1月末現在にはなりますが、62名で、7月から変更はございません。

宮本政志委員 対象、手段は分かります。意図は担い手の確保・育成となっておりますが、交付決定数とか認定農業者数は、担い手の確保のほうしか分からない。これ、担い手の育成に関しては事務事業調書のどこを見ればいいですか。次の112ページにしても、育成に関してはどこを見て評価したらいいのでしょうか。資料も含めて、育成に関しては、この中のものではこれ分らんよね。

臼井農林水産課長 すいません、育成に関して具体的な直結する端的な資料はございませんが、115、116ページを御覧いただきたいと思います。それぞれの農業者において、単価が上昇したりあるいは気候によって作付けの中身、種類が変わったりする中で、新たな機械導入等を図らないと農業継続できないということもございまして、それぞれの事情に合った機械を導入することによって農業を継続していただくということを考えております。この中身にあるように例えば令和7年度で申し上げますと、プレハブ冷蔵庫とかグランドソーワータンクとかブロードキャスタとかこれ施肥って言っています。飼料をまくためのアタッチメントを必要に応じて整備することによって農業者が担い手の確保育成につながっているものと考えております。

矢田松夫委員 事業概要で補助金の対象が出ており、金額も出ておりますが、

認定農業者になるには5年間の計画書を出すようになっていきます。補助金を得る場合に計画倒れとなることはいけませんが、大体どれぐらいという農業所得によって、この認定農業者になって補助金が出るという順番ですか。といいますのは、農業所得が余りにも低いがために、この機械の補助金を出すと本末転倒になるんですが、その辺どうですか。そういう計画は今までなかったということですか。

稲葉農林水産課農林係長 こちらについては認定農業者の申請ということで、その計画をつくる際に、5年後の年間目標所得300万円という要件はございます。認定農業者になるために計画をつくっていただいて、認定した後に担い手支援事業が活用できるような形になりますので、そういったことは今までございません。

臼井農林水産課長 補足でございます。委員の御質問の中に、所得を超える補助になるんじゃないかとありましたけども、青色申告等されているものあるいは法人であれば、こういう税の補助に繰延べするという手法もございまして、それを活用していただくということになります。

宮本政志委員 妥当性、有効性、効率性の辺りを評価結果と併せて見た場合に、令和7年度予算が減っている。これ、もともと令和5年度、6年度はふるさと支援基金で、令和7年度も財源は一緒ですけど、何で100万円減っているんですか。（発言する者あり）さっき言ったかね。すみません、質疑なしです。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次が、審査番号21番、新規就農・就業者定着支援事業、117ページから121ページ。

矢田松夫委員 これについては法人を中心にされているんですが、さっき言った認定農業者の中に新規就農者も含まれると、どちらを選ぶかというの

があるんですよね。その辺はどうですか。

稲葉農林水産課農林係長 こちらの新規就農・就業者定着支援事業につきましては、農業法人等が、正規雇用した場合に、この国、県の2分の1補助ということで活用ができます。先ほどの担い手支援事業につきましても、別事業になりますので、どちらも活用できるというような形になります。

矢田松夫委員 これ事業所が書いてあって、ほとんど法人でやるんだけど、地元ですか。市町村は、山陽小野田市内でいいんですかね。

稲葉農林水産課農林係長 こちらの法人につきましては、山陽小野田市に農地を持っている法人になります。

矢田松夫委員 新規就農者の国籍は日本人に限るということがあるんですか。外国人とかの国別があるんですかね。最近は農業をする人が少なくなって、いわゆる外国の人がたくさん来ておるんですが、この前、岡山県に行ったときもそういう話が出ました。そういうところはどうですか。

稲葉農林水産課農林係長 県の定着支援給付金の事業細則というものが手元にありまして、そちらに新規就業者の要件が記載されておりますが、国籍については、そちらに記載がありません。今のところは日本の方がされているんですけど、外国の方が出た場合の事例が今までにないので、県に問い合せてみたいと思います。

藤岡修美分科会長 それでは、審査事業22番、新規就農者支援事業、122ページから125ページ。

矢田松夫委員 この新規就農者は、5年間義務づけられていますよね。例えば、途中でやめるという場合は補助金を返すという義務的なものがあるんですかね。この前そういう例もなかったですかね。その辺、お答え願いま

す。

稲葉農林水産課農林係長 こちらの事業につきましては、補助金交付要綱の中で、補助金を受けた後に離農した場合の返還義務等については、今のところございません。先ほどあった返還の話については、国庫事業の農業次世代人材投資事業は返還義務がございます。

矢田松夫委員 返還義務がないといったって、これは前払いじゃないんですかね。払ったものは戻せということとはできないということですかね。

稲葉農林水産課農林係長 こちらについては毎年機械の購入や施設の導入に対して交付申請を頂きまして、交付決定を頂いて、実際に機械等の納品があった後に、職員で機械等施設を完成写真という形で現地確認した後に補助金の支払いをしております。

矢田松夫委員 補助金の申請をして、補助金を出して、やめた場合、補助金を戻さなくていいというシステムじゃないってことやね。

臼井農林水産課長 先ほど係長が申したように返還に関する規定は今、持ち合わせておりません。

宮本政志委員 審査事業20番、農業生産者支援事業の財源を見るとずっとふるさと支援基金でしょう。この審査している22番は、令和3年度がふるさと支援基金やけど、令和4年度は新型コロナ臨時交付金、あと令和5、6年度は一般財源で来ている。令和7年度は、ふるさと支援基金で、しかも一気に500万円どんと充てた理由を教えてくださいいいですか。これ、セットになっている、20番のと。

稲葉農林水産課農林係長 こちらの基金等の充当については、農林水産課で充当しているのではなく、財政課で充当されておりますので、振り分け

というのはこちらでは具体的に……（聴取不能）ふるさと支援基金等についてはふるさと納税の中で寄附される際に産業観光とか選択された中で、農林水産課の事業に充てていただいているというような形になります。

藤岡修美分科会長 ほかに。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、審査事業23番、多面的機能推進事業、126ページから129ページ。

矢田松夫委員 これは手段の中で、農用地、水路、農業道の維持管理と、具体的に書いてないわけです。これ以外、この内容でどういうことができますかと。例えば鳥獣被害で、電気柵とか、あるいは山の付近、田んぼの付近、境界について鳥獣被害のメッシュの設置するとか、これもこの中に入るんじゃないかね。

本多農林水産課主査兼耕地係長 内容につきまして、まず、多面的機能支払制度補助金の説明だけを行いたいと思います。この多面的機能支払制度補助金は、田んぼ、畑、草を耕作することによって補助金を交付する事業となっております。この事業について、種類としましては、農地維持支払交付金、資源向上交付金の共同活動と長寿命化というものがあります。こういった種類の中で、先ほど申した有害鳥獣だったりとかですね、そういった活動計画等も実施もできますし、ほかにもその施設の機能診断であったり、水路のひび割れの補修、農道の補修といった、そういった活動にも充当できるようになっております。

矢田松夫委員 私が言ったことは違うかね。例えばこの前に法人の川上の方が全員出て、何をしているのか、山狩をと思ったらそうじゃなかった。鳥獣被害で金網をずっと張って歩いていたようだから、こういう場合に補助金は使えるということでもいいんですかね。

本多農林水産課主査兼耕地係長 先ほど、有害防止策の柵については、別の事

業で配布していると思いますが、それに伴う共同活動の人件費についてはみることが可能になっております。

恒松恵子副分科会長 今回、松尾議員の一般質問で多面的の資料を見せていただいたんですけども、18団体の費用について、今、お話しされましたが、決算書等の御確認はされていると考えていいんですか。それぞれの団体から収支報告みたいなものは頂いているんでしょうか。

本多農林水産課主査兼耕地係長 3月末に、各保全会の実績報告書を提出してもらい、その内容の確認を行っております。

恒松恵子副分科会長 もし活動内容とか不備があった場合はどのように対応されるのでしょうか。なければいいで大丈夫です。

本多農林水産課主査兼耕地係長 実際に実績報告後に、使う人が使っていないようなものを使っている場合がある可能性がありますので、一応農林水産課としては、中間履行確認として、年度の中間辺りに実績報告の状況を見せていただいて、もし不備等があれば、その時点で修正等を行って指導をしております。

宮本政志委員 126ページを見ると、令和5年度でいくと目標に対して一応実績は全部100%になっています。事業概要は、「水路、農道等の維持管理補修を地域全体で実施することによって」云々です。実績100%で、これは十分市内地域全体でと書いてあるけど、維持管理補修はもう十分賄えているってことですか。目標が少なかったら当然達成は100%になって高くなっていくんだらうけど、市内全体で十分に賄えているんですか。

本多農林水産課主査兼耕地係長 この事業が、5か年計画ということで、事業の実施をしております。実際その水路延長等を考えれば、一つの保全会

で全てを整備することは不可能になりますので、計画的に整備を行っている状況になっております。

宮本政志委員 今、答弁にあったとおりで、水路や農道の維持管理補修がきちんとされていると感じることはないんです。できてないほうが、いろいろ目につくっていうことはあるけど予算はつかないですか。これは財政があるって話やね。

臼井農林水産課長 冒頭の概略の説明で申し上げました国の負担が2分の1、県の負担が4分の1で実施している事業でございます。我々としては大変有利な制度であろうと思っております。実際は、現在で18組織、農振農用地の6割強程度の面積をこの取組でやっているという状況でございます。取り組んでいない地域が当然あるわけですから、十分な農道あるいは水路の維持とか、保全活動ができていないと言われると、そうでないところもございます。

宮本政志委員 結局、朝一の農業委員会の審査からずっと農業のことやっているけど、こういうもともとのところをきれいにしあげないとつくれないって話です。これはもっと予算請求して予算を増やしていくべきと思う。財政は総務文教だからこっちはできないけど、増やしていかないと荒廃したままではないですか。

臼井農林水産課長 我々としては増やしていきたいと考えておりますけれども、保全会を地元で立ち上げていただかないとできないものでございます。まず地元での取組が起こらないと難しいと。昨今は、国から県、県から市への配分が内示割れすることもございますので、必ずしも要望した満額がつかないといった現状もございます。

藤岡修美分科会長 ほかによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、審査事業24、小規模土地改良助成事業。130ページから133

ページ。

宮本政志委員 令和7年度に向けた課題及び改善は、申請待ち件数が増加とありますが、申請すること自体待っているということですか。取りあえず申請はしたけど「はいどうぞ」と実施できるのを待っているんじゃないかと、申請自体を待っているよね。申請待ち件数はどうかを詳しく教えて。

本多農林水産課主査兼耕地係長 133ページを御覧ください。まず、これは令和3年度から令和7年度の5か年を記入しております。一番上にある申請件数というのは、その年度に工事をしたいという申請内容になっております。その下にある実施件数につきましては、その年度に工事を行った、補助金をお渡しした件数になっております。その下にあります継続事業というのは、一応上限額がありますので、その上限額以上の工事が出てきた場合に、2か年に分けたりというところがありますので、その件数になっております。その下の取下げですが、当初はやる予定ですが、地元で例えば、ほかの原材料支給という事業を使って自分らで直すという場合もありますし、そもそもお金が集まらないので取り下げるという場合もあります。以降につきましては補助金額と工事の金額、受益者負担の金額になっております。最後にあるこの繰越し件数が待機の数になっております。

恒松恵子副分科会長 今、待機が20件、繰越しが20件とのことでした。そのような中で、予算が減額されている理由がありましたら教えてください。

本多農林水産課主査兼耕地係長 農林水産課としては、できる限り待機を少なくしたいということで予算要求をしておりますが、なかなか財政事情の関係で予算がついていないのが現状になっております。

宮本政志委員 副会長からの質疑の答弁でいくと、担当課としてはしっかり予

算請求しているけど、財政が削ってつけてきたっていうことね。ちょっと確認したい。

臼井農林水産課長 131 ページを御覧ください。令和5年の決算額あるいは令和6年の予算額そして令和7年、8年、9年とあって、850万円は経常的に予算要求をしている額で、待機件数が増え過ぎないように、150万円足して、これを臨時要求として、財政に提出し、認められた年は、1,000万円になっており、今年度は、予算要求を行いましたけれども措置されなかったということでございます。

宮本政志委員 そうすると、令和3年度から令和6年度で、繰越し件数は22、20、21、20が申請待ちですと。これを解消しようとした前提でいったらどれぐらい予算が必要ですか。つまり待機はほぼさせないという前提でいくと。

本多農林水産課主査兼耕地係長 実際のところ令和6年度末で20件の待機となっております。133ページの申請件数ですが、4年間を見ていただいで大体10、11件程度申請が出てきている状況となっておりますので、その辺も加味すれば、実際1,000万円から1,200万円程度を経常にプラスしていただければ、待機がなくなるのではないかといいところとなっております。

宮本政志委員 これは総務文教の所管だけれど、緊縮財政と言いながら三百五十億円の予算計上を令和7年度にしています。個別事業名まで出さないけど、こういったお祭りみたいなのに、数百万円出す予算づけという計画を、編成権は執行部に、こっち側に議決権があるわけだからいいんだけど、こういう事業は評価の妥当性、有効性、効率性を見たら非常に必要な事業です。だから農業委員会からいろんな問題を今、審査しているけど、その中で何個かの大きな要因、衰退している要因の一つはこういうところやね。今の説明で大体それが1,200万円ぐらいあれば、

今の待機件数も含めて、改善していきそうだっていう、貴重な御意見を頂いたので、これは会長、議会として動かないといけない。先ほど取下げたところが資材を現物支給してもらって対応したから取り下げたとか、予算的なものがとかと言われたけど、予算的なものでもう断念をしたところはもういいわけですか。つまり予算がない人にはもういいのか、それこそ一般財源を使ってどうにかやる方向性を示さないといけないものではないですかね。

臼井農林水産課長 予算がないと申しあげましたのは、小規模土地改良事業の中で自己負担がございます。うちとしては6割から7割を出すことでございまして、うちの予算というよりも地元が負担するお金を十分に用意できなかったということでの取下げでございます。そのときに、原材料支給で地元負担なしの自力施工で改善されるか、地元での話がまとまって、自己負担分を用意できるという話が成立するまで待つかといったことになろうかと。

宮本政志委員 それは自己資金がたまるまで待つてできればいいけど、できなかった場合、それから、まずためるのに5年も10年もかかってどんどん悪化してもっとお金がかかる場合、材料支給を受けて改善できたからいいですよっていうのはいいけども、その材料支給を受けてやることもできない、あるいは材料支給もらったところで何もできないというところがあったときに、地元負担ができんからもう諦めようっていうのはちょっと市民全体の公平性から見てどうなんかなという観点から、農林水産課として、何かそういったところに目を向ける施策は、令和7年度は検討しなかったのかなと思って聞いています。これがまた農林水産課以外のところならね。議会としてまたそこは検討していかないといけない。

臼井農林水産課長 今、宮本委員の御指摘はごもっともでございすけど、現実には非常に難しいところがあると思います。担い手不足が深刻化する中で高齢化もし、自力の施工もできないし、農業での所得も上がらない

から、負担もできないというところが現実でございまして、そういうのをどう解決するかが非常に難しい。できれば、新たな担い手がその地域に入って行って、農用地の活用保全をするとともに農業用施設の改良保全も同時に行っていくようなになれば、よろしいかなとは思っているんですけども、そういう理想的な意向ということもなかなか難しい現状もございまして。

中島好人委員 同じ133ページです。やはり、令和7年度が申請件数や実施件数やらが空白になっているわけですけども、そうした中で補助予算額は150万円の減額で850万円ですと。令和6年度には繰越し件数が20件あると考えると、例えば申請件数がゼロであっても、繰越しが20あるから20という、実績件数を見れば大体12という話になっていくと従来どおりの額でなぜならないのかなと疑問に思うわけですけど、その原因はどうなんですか。

藤岡修美分科会長 さっきと同じ答弁になるかと思いますが。

本多農林水産課主査兼耕地係長 先ほどお答えした部分もあるんですが、今、おっしゃられたその申請件数についても実際、今年度で言えば9件ある状態ですが、来年度それがゼロか10かは分からない状態です。近年特に令和4年度、令和5年度については、災害がすごく起こった年度になっておりましたので、その辺についてもどうしてもその災害復旧事業に乗れない箇所もあります。そういったところもやっておりますので件数が増えているんですが、実際に繰越し件数が20件で何とかキープしているのは、先ほど課長から説明がありましたように、令和5年度、6年度については、一応150万円プラスでつけてもらっておりますので、その辺りで何とかこの繰越し件数が伸びずに、現状をキープしている状態になっていると思います。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。ほかに質疑はいいですか。（「なし」と

呼ぶ者あり) それでは換気のために暫時休憩とします。

---

午前 11 時 35 分 休憩

---

---

午前 11 時 42 分 再開

---

藤岡修美分科会長 それでは分科会を再開いたします。次に審査事業 25 番、  
防災重点ため池等廃止事業、資料ページ 134 ページから 137 ページ。

矢田松夫委員 135 ページの令和 7 年度の計画の中で、不思議に思ったのが、  
調査設計委託料が高くて、工事費が低いことです。普通やったら工事費  
が高くて、設計料が低いというのがあるんですが、これはどういう理由  
でこのようになったのか。

本多農林水産課主査兼耕地係長 135 ページの令和 7 年度の内訳について御  
説明いたします。まず、調査設計委託料 1,800 万円の内訳ですが、  
1 件当たりが角石・神田原ため池で 900 万円掛ける 2 になっておりま  
す。その下にある工事請負費につきましては、後迫ため池の費用、補  
助金のほうが 1,300 万円。その内訳残りの 50 万円については補助  
対象外の事業がどうしてもありますので、50 万円ほど単独分をつけて  
おります。その下にある委託費につきましては、詳細設計をやる際に、  
測量を行う際、ため池の繁茂した草刈りが必要になりますので、その委  
託料で 30 万円をつけております。

福田勝政委員 角石のため池の件について質問させてください。調査されて、  
令和 9 年に事業を予定されております。これ角石の堤は二つあります。  
たしか上と下にあって、廃止、切開工事と書いてあります。切り開く。  
どういう工事をされるんですか。

本多農林水産課主査兼耕地係長 まず廃止工事につきまして、今、申された切

開というのが、取水施設の水を止める堤体にVカットで切り込みを入れます。それで強制的に貯水機能をなくすような構造にするようなことを切開工事と呼んでおります。

福田勝政委員 たしか上と下に二つあります。それで、たしか上は鬼ヶ迫ため池で、下を切開されるわけなんですか。

本多農林水産課主査兼耕地係長 おっしゃるとおりです。

福田勝政委員 所有者は、自治会、それとも個人のものでしょうか。市のものですか。

本多農林水産課主査兼耕地係長 今回廃止する角石ため池についてですが、もともと、いわゆる〇〇組という組織のものでありました。その工事をする際に、市の所有にして廃止工事を今回行うようにしております。

福田勝政委員 そうすると上の水を、V工事と今言われましたよね。水が流れていくわけですよね。そうした場合に危ないから工事をされる予定になっていますけれど、地元への説明はもうされているんですか。

本多農林水産課主査兼耕地係長 現状では地元説明は行っておりませんが、水利組合等には、説明を行っております。

福田勝政委員 あそこは、ホテルで有名なところですか。この前、地元の人と会ったら、薄々話は知っているようでした。そこらは切開工事をされますけれど、別にホテルには関係ないんでしょうか。

本多農林水産課主査兼耕地係長 その設計工事する際に、環境調査というものも行います。そういった中で、いわゆるそのレッドブックに載っているような生物についても一応考慮するようには考えておりますが、今回の

角石ため池と、申された上流側にある鬼ヶ迫ため池については、最終的に下流水路で一緒になっております。そのため、水が全くなくなることはないと思いますので、その辺については問題ないかと考えております。

福田勝政委員 防災関係で、下のため池が廃止されるんですけど、この中で、ため池の環境整備がうたってありますよね。そうした場合に環境整備というのは、やはり周りの自然のことも大事だと思います。地元の人が一番ホタルのことを非常に心配されていましたが、その点はどうなんですか。

本多農林水産課主査兼耕地係長 その辺で、もし地元のほうで御心配があるようであれば聞き取り等も行っただ確認をしたいとは思っています。

宮本政志委員 特記事項のことも少し触れられました。所有者が〇〇組だから市に……市の方向性が定まったって、いつ定まったんですか。

本多農林水産課主査兼耕地係長 すみません。実際のところが、何月何日というのは今、言えないんですが、資料137ページのところに今まで実際に工事をやった実績を書いております。令和3年度に詳細設計をしておりますので、令和3年の時点で、今後どういった取扱いをするかを内部的に決定して、そういった内容について記入しております。

臼井農林水産課長 少し補足をさせていただきます。この事業は、防災重点農業ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づいて執行する工事でございます。この同法によって、山口県のため池防災工事等推進計画といったものが定まります。これは県知事が定めるんですが、それについて市として申請を出して、県知事が計画を定めて、それののっとしてやっておりますので、その申請を起こした時点から市の方向性が決まっているということでございます。

宮本政志委員 令和6年度に定まったから、令和7年度のスタート、4月1日からその方向性かなと思ったけど、そうじゃなかったって今よく分かった。それと、この令和7年度の先ほどの調査設計費、工事請負費、委託費の説明があったんやけど、この特記事項の所有者不明による、例えば同意を得たり、保存登記したりするというのは令和7年度の予算にはこのため池のどれかに該当しているわけですか。

本多農林水産課主査兼耕地係長 今回、所有権移転、所有権保存登記につきましては職員で対応しておりますので、費用は発生しておりません。（「同意は」と呼ぶ者あり）同意についても必要ございません。

宮本政志委員 特記事項の詳細はもう聞きません。保存はそんなにとは思うけど、同意を今後得ていくのに、職員がしていくことは、とんでもない労力とストレスと、あるいは何かあったときの責任問題が出たらいけない。こういうのは委託料になると思うけど、しっかり専門家に任せたほうがいいんじゃないですか。令和7年度は同意を得る案件が出なかったからいいけど、その辺はどうお考えですか。

臼井農林水産課長 相続等で、同意を得ることが非常に困難ということもございます。こういったときには、ため池の危険性が高いにもかかわらず同意を得られない、同意を得るための事務処理が煩雑複雑で事業を推進できないとなれば、司法書士等への委託料も考えていきたいと思えます。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。ほかに質疑はありますか。いいですか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、審査事業26、有害鳥獣捕獲奨励事業、資料ページが138から141ページ。

恒松恵子副分科会長 ヌートリアについて新たに捕獲奨励金を設けられましたけれども、傾向についてはいかがでしょうか。

稲葉農林水産課農林係長 資料の141ページを御覧いただけたらと思います。

令和3年度からの実績を入れさせていただいておりますが、ヌートリアに対する補助については令和4年度から開始させていただいております。捕獲頭数が令和4年度は24頭、令和5年度が23頭、令和6年度の10月末現在で3頭となっております。例年、平均的に30頭近いヌートリアを捕獲していただいている状況です。

矢田松夫委員 この補助対象が有害鳥獣対策協議会になっていますが、分からないのが、集落協定によるその捕獲はどの部分が入るんですか。協議会の中で言えば、別の組織なのか。集落協定を結ぶでしょう。今5件ぐらいあるみたいだけど……鳥獣被害による捕獲の協定は全く別なものですか。

臼井農林水産課長 今、委員がお尋ねされた集落協定、有害鳥獣に関わるものを私どもはちょっと承知してないんですが……（「はい。いいです」と呼ぶ者あり）

藤岡修美分科会長 そのほか、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは予算書に入ります。202ページから217ページです。農業総務費はいいですか。

宮本政志委員 207ページの18節負担金で、土地改良区の予算が計上されています。高千帆、後潟、山陽とあります。これはどういう基準で予算の組立てがありますか。

本多農林水産課主査兼耕地係長 山陽小野田市の推進補助金交付要綱がありまして、それにのっとって交付を行っております。内容については山陽小野田市土地改良区等事業推進費補助金交付要綱に基づいてやっております。実際は6団体あるんですが、全て言うと時間が掛かるので、高千帆土地改良区の件で御説明をしたいと思います。高千帆土地改良区の件で

あれば、施設維持管理費の補助、いわゆる光熱水費、排水機場の電気代と水道代になっております。実際ほかにも、借入金の償還補助というものはありますが、これは令和2年度に全て償還が終わっておりますので、現在のところはございません。その他にも高千帆であれば、沖中川の通水費の補助といったものによって、各組織によって、金額が異なっているようになっております。

矢田松夫委員 205ページ、地産地消推進補助金はどこの団体に交付され、何をされますか。

稲葉農林水産課農林係長 こちらの地産地消推進補助金につきましては、山陽野田市旬菜惑星推進協議会というのがございまして、こちらが総会を開いた後、寝太郎かぼちゃの出荷式だったり、また地産地消ということで農林水産まつりに参加していただいたり、そういった中での活動する経費として30万円ほど補助しております。

矢田松夫委員 さっきの補助金の関係です。役員手当というのが占めるということはないですか。

臼井農林水産課長 ございません。

宮本政志委員 213ページの委託料、市有林整備委託料の詳細をお聞きします。

中川農林水産課農林係主任主事 市有林整備委託料の詳細につきましては、行う事業に関しては、合板製材事業という県の補助金を活用した事業を行うものです。（「場所は」と呼ぶ者あり）場所は、山陽小野田市大字厚狭の金比羅になります。

宮本政志委員 これは整備を委託するわけですが、これは市内業者ですか。

中川農林水産課農林係主任主事 市内業者ではありません。

宮本政志委員 入札ですか。随意契約ですか。

中川農林水産課農林係主任主事 随意契約で行います。

宮本政志委員 市内ではないのに随意契約というのは、市内にできる業者はいなかったということですか。

臼井農林水産課長 森林の整備につきましては、カルスト森林組合にお願いをしております。御存じのとおり山陽町においては山陽町森林組合があり、平成13年でしたか、合併したところが施業の能力を持っていると。市内にそういった森林施業の能力を持っている会社がないということで随意契約を行っております。

恒松恵子副分科会長 215ページの18節の繁殖保護事業補助金で、たしか毎年稚魚を放流されていると聞いておりますが、その成果についてのお考えはありますか。

山口農林水産課水産係長 成果についてですが、稚魚等を例年放流させていただいております。明確な成果は、毎年お答えさせていただいているように、確認できるところではないんですが、継続して稚魚を放流していくことで水産資源の確保につなげていきたいと考えております。

恒松恵子副分科会長 毎年ガザミとか、放流する魚についても御教示いただいておりますが、同じでよろしいですか。

山口農林水産課水産係長 繁殖保護事業について変更はございません。

宮本政志委員 今、副会長が言われたのと同じ18節負担金、補助及び交付金で栽培漁業推進協議会負担金、結構大きいですが、これを聞きます。

山口農林水産課水産係長 栽培漁業推進協議会負担金については、宇部と小野田、山陽で協議会をつくっておられて、その市の負担金を計上しております。事業としましては、例年クルマエビ、ガザミ、抱卵ガザミの放流というか採取したものをもう一度海に返すという事業をしておりますが、令和7年度から各漁協の希望する種苗をまくという方向に変えております。

宮本政志委員 令和7年度はもう決まっているんですか。

山口農林水産課水産係長 令和7年度につきましては殖生のほうは変わらずクルマエビをまくと聞いております。高泊もクルマエビを、小野田と厚狭については魚をまくと聞いております。

藤岡修美分科会長 ほかに、歳出はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは歳入に入ります。使用料14款1項5目はいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）次が14款2項4目手数料、30、31ページはいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）次が国庫補助金、15款2項4目、34ページはいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）次が県負担金、16款1項3目、38、39ページはいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）4目の県補助金40、41ページ。（「なし」と呼ぶ者あり）次が委託金16款3項4目農林水産業委託金。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次が財産貸付収入で17款1項1目はいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）次が利子及び配当金17款1項2目はいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）市場施設貸付料がある。次が売払収入、17款1項1目はいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）次が19款1項5目、津布田一丁田かんがい排水施設、46、47ページはいいですか。

宮本政志委員 これは津布田一丁田のところやね。維持管理運営基金繰入れは毎年ですが、残は分かりますか。

本多農林水産課主査兼耕地係長 令和6年度末ですが、一応ざっくりで5,100万円ほど残があります。

宮本政志委員 多分、僕の記憶でいくと、これずっと100万円よね。何で100万円ですか。

本多農林水産課主査兼耕地係長 100万円についての内訳を説明したいですが、まず電気代について35万円計上しております。その中で修繕費として54万円、保守委託料で10万円、システム利用料で1万円を計上して、合計で100万円となっております。今後、修繕料については、令和7年度に行えば、この金額について落としていこうと思っております。

藤岡修美分科会長 次が、6目の森林環境整備基金繰入金はいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）次が諸収入の21款5項2目の雑入。53ページ、6節。

恒松恵子副分科会長 53ページの農林水産業費雑入、市民農園利用料がございいます。毎年計上されていますが、特に大きな変化はございませんか。

稲葉農林水産課農林係長 市民農園の利用料については金額等の変更はございしません。1区画3,000円とさせていただきます。

恒松恵子副分科会長 利用者についてはもう今、完全に埋まっている。空き農園があるとか、利用状況とかはいかがですか。

稲葉農林水産課農林係長 市民農園は三つございますが、全区画が埋まっている状況ではなくて、空き区画が数か所ございますが、正確な数字は今、持ち合わせておりません。

藤岡修美分科会長 特定鉱害復旧事業費400万円。最近の状況はいかがですか。

本多農林水産課主査兼耕地係長 令和6年度の3月1日現在ですが、一応これは無資力エリアについての工事の復旧を市で行うための入りになっておりますが、今年度は2件ほど工事の復旧をいたしております。

藤岡修美分科会長 了解です。ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ここまでですね。（「歳出11款」と呼ぶ者あり）災害復旧費です。294、295ページの鉱害復旧はいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で午前の審査を終わります。

---

午後0時2分 休憩

---

---

午後1時20分 再開

---

藤岡修美分科会長 商工労働課所管部分、審査事業27、28、29、30の審査を行います。説明については、一緒に27、28、29、30を行っていただいて、質疑はそれぞれ、審査事業ごとに行います。それでは、執行部の説明を求めます。

田尾経済部次長兼商工労働課長 それでは審査対象事業27、地方バス路線維持対策事業について御説明申し上げます。資料は142ページから144ページまで及び147ページとなります。まず、142ページを御覧ください。当事業については、地方バス路線維持費補助金交付要綱に基づき、市内を運行するバス事業者3者へ補助金を交付することにより、

市民の日常生活に必要なバス路線を確保するものです。続いて、143ページを御覧ください。予算額については、地方バス路線維持費補助金が1億3,700万円、コミュニティバスの回転場に必要用地借上料3万8,000円を合わせた1億3,703万8,000円を計上しており、うち特定財源として、県からの山口県バス運行対策事業補助700万円を計上しています。次に、147ページを御覧ください。補助金の算定方法についてですが、市からの補助額は、経常費用から経常収益と国と県の補助金を除いた差分について交付します。国と県の補助金は、市をまたぐ広域的な路線に交付されます。令和7年度の補助金の予算額については、バス事業者が山口運輸支局に提出する計画書から算出しており、市内で運行する3者に対して補助金を交付します。表は左から令和6年度の予算、令和6年度の実績見込額です。その次が令和7年度の予算額です。令和7年度の予算額は、船木鉄道が1億1,300万円、サンデン交通が2,300万円、宇部市営が100万円、合計が1億3,700万円となります。続きまして、審査対象事業28、地方バス路線維持対策事業（臨時）について御説明します。資料は145ページから148ページまでとなります。まず、145ページを御覧ください。当事業については、コミュニティバス路線のバス車両の更新費用に対する補助金「地方バス路線維持費補助金」と令和7年度に市内を運行するバス事業者のキャッシュレス機器の導入に対する補助金「バス活性化システム整備費補助金」で構成しています。続いて、146ページを御覧ください。予算額については、地方バス路線維持費補助金が770万9,000円、バス活性化システム整備費補助金が380万円、合計1,150万9,000円を計上しています。次に、147ページを御覧ください。事業の詳細について御説明いたします。まず、地方バス路線維持費補助金についてです。この補助金は、船木鉄道が更新したコミュニティバスに係るリース料相当額を、5年分割で地方バス路線維持費補助金に包含して補助するものです。「ねたろう号」は、津布田から厚陽を経て厚狭まで、「いとね号」は、埴生から厚狭までを結ぶ、地域住民にとって欠かすことのできない生活路線となっています。ともに老朽化が著

しくなっていたため、令和6年3月にねたろう号を、令和6年12月にバスを更新しており、令和7年度は「ねたろう号」433万4,000円、「いとね号」337万5,000円、合計770万9,000円をリース料として予算計上しています。続いて、148ページを御覧ください。バス活性化システム整備費補助金についてです。この補助金は、令和7年度に市内を運行しているバス事業者である船木鉄道が新たにバス車両にキャッシュレス決済機器を導入予定であることから、国や県、他市とも協調してその取組を支援するものです。具体的には、全体のキャッシュレス決済機器整備費用6,454万8,000円について、国が2分の1、県が12分の1、市が8分の1を負担するものであり、市負担分を船木鉄道のバスが運行している宇部市、山陽小野田市、美祢市の3市において運行距離で按分し、本市としては380万円を補助するものです。続きまして、審査対象事業29、厚狭北部デマンド型交通運営事業について御説明します。資料は149ページから154ページまでとなります。まず、149ページを御覧ください。当事業については、厚狭北部地域においてデマンド交通乗合タクシーを運行し、地域の生活交通手段を確保するものです。続いて、150ページを御覧ください。予算額についてですが、デマンド型交通運行業務委託料が820万円で、うち特定財源として、国からのデマンド型交通運行維持費補助金相当分160万円を計上しています。次に、152ページを御覧ください。事業の詳細について御説明いたします。厚狭北部地域は、人口減等に伴う利用者の減少を受けて民間事業者による路線バスが運行廃止となり、一部の区間においてコミュニティバス「厚狭北部便」を運行していますが、地域的に山間の集落が多く、自宅からバス路線までの距離が遠いこともあって、バスの利用者は減少傾向にあります。一方で、高齢化等によりマイカーを利用できず、日常生活における移動に支障を来す人の数は増加することが見込まれ、地域に適した効果的・効率的な移動サービスの確保が課題となっており、山陽小野田市地域公共交通会議において、厚狭北部地域にとって望ましい公共交通の在り方について検討を行い、平成27年1月から、当該地域でドア・ツー・ドア方式のデマンド型乗合

タクシーの運行を開始しています。まず、事業内容について御説明します。マイカーを自由に利用できない方の買物、通院等、日常生活における移動手段の確保を目的として、現在は、小野田第一交通に委託して運行しております。平成27年1月からの実証運行を経て、同年10月から本格運行に移行しています。次に、対象エリアについてですが、「殿様号」については、松ヶ瀬・平沼田、不動寺原方面の21地区にお住まいの方、「姫様号」については、湯ノ峠・陽光台・山川方面の17地区にお住まいの方であればどなたでも御利用いただくことができ、御自宅と厚狭地域中心部を結ぶ乗合タクシーとなっております。なお、事前登録が必要となっております。次に、具体的なサービス内容についてです。利用者からの予約に基づき、月、水、金の週3日、1日当たり上下各4便の8便が運行しています。次に154ページを御覧ください。運行車両は、タクシー会社所有のジャンボタクシー車両を使用し、予約者数が乗車定員を上回った場合は、速やかに追加車両を運行することとしております。運賃は、1乗車300円とし、幼児や身体障害者の方等に対する割引制度や回数券等を設定しております。予約は専用受付窓口を設け、24時間365日体制で受け付けております。最後に予算額についてですが、タクシー会社に対するデマンド型交通運行業務委託料820万円を計上しています。なお、令和5年度予算に合わせ、令和6年度から令和8年度までの債務負担行為を設定しており、令和5年度に3か年の運行業務委託契約を締結しております。続きまして、審査対象事業30、高泊地区デマンド型交通運営事業について御説明します。資料は155ページから159ページまでとなります。まず、155ページを御覧ください。この事業は、令和4年10月のバスダイヤ改正により、「高畑・高泊循環線」のうち「高泊地区路線」が廃止となったことから、その代替として同エリアを対象にタクシー会社によるデマンド型交通「とまり号」を運行するものです。続いて、156ページを御覧ください。予算額についてですが、タクシー会社に対するデマンド型交通運行業務委託料が620万円、印刷製本費が8万8,000円の計628万8,000円で、うち特定財源として、国からのデマンド型交通運行維持費補助

金相当分50万円を計上しています。次に、158ページを御覧ください。まず、事業の詳細について御説明いたします。マイカーを自由に利用できない方の買物、通院等、日常生活における移動手段の確保を目的として、小野田第一交通に委託して運行しております。令和4年10月から1年間の実証運行を経て、令和5年10月から本格運行に移行しています。次に、対象エリアについて、これまで運行していたコミュニティバス「高畑・高泊循環線」の高泊地区沿線とその周辺を対象とし、「居住地」の乗り場とスーパーや医療機関等「目的地」の乗り場を結んでいます。続いて159ページには、具体的なサービス内容を記載しております。利用者からの予約に基づき、月、水、金の週3日、一日当たり上下各7便の14便が運行しています。運行車両は、タクシー会社所有のセダntaxi車両を使用し、予約者数が乗車定員を上回った場合は、速やかに追加車両を運行することとしております。運賃は、1乗車300円とし、幼児や身体障害者の方等に対する割引制度や回数券等を設定しております。予約は専用受付窓口を設け、24時間365日体制で受け付けております。最後に予算額についてです。タクシー会社に対するデマンド型交通運行業務委託料が620万円、印刷製本費が8万8,000円の計628万8,000円です。なお、令和6年度予算に合わせて設定した令和7年度から令和9年度までの債務負担行為により、本年度、3か年の運行業務委託契約を締結いたしております。以上で説明を終わります。御審査のほどよろしく願いいたします。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりましたので、まず審査事業27、地方バス路線維持対策事業、資料ページが142ページから144ページまでの質疑に入りたいと思います。

矢田松夫委員 バスの関係で、いかに乗車人員を増やすかは、バス会社がやるけど、去年検討すると言っていた時刻表はどうなったんですかね。

中村商工労働課課長補佐 バスの共通時刻表についてのお尋ねでございますが、

昨年度こちらの委員会でも御指摘がございました。この時刻表は、令和5年度まで、宇部市の交通局が主体となって、宇部市、小野田地域へ共通の時刻表を作成しておりましたけれども、宇部市の交通局が作成をしないということで、昨年度から共通時刻表を作成しないという状況になりました。昨年度は、山陽小野田市分について作成をして、ホームページに載せておりましたが、御指摘のありましたとおり、紙でも時刻表を配布すべきではないかということがございましたので、今年度につきましては、ホームページ上での時刻表の掲載に加えまして、商工労働課での作成になりましたけれども、紙での時刻表も各総合事務所や、各支所のほうに配布をさせていただいて、市民の方に、時刻表としてお使いいただくようにしております。

矢田松夫委員 乗る人は大体高齢者が多いけれど、今まではホームページでしか閲覧できず、そういう人たちはほとんど見ることはできなかった。先日、熊本に行ったときもやっぱりひもでぶら下げてあり、持って帰る乗客もいると。半分ほど私の要望を聞いたということで、あとはいいです。できれば来年は、乗る人が持って行くためにバス1台ごとに時刻表を設置していただければ。

田尾経済部次長兼商工労働課長 本来ならバス会社のサービスでやってほしいところですので、申し上げてはおるんですけども、再度、バス会社のほうにお伝えしたいと思います。

宮本政志委員 142ページの事務事業調書そのものに疑問があるんだけど、真ん中の中段、活動指標または成果指標、142ページは1日当たりのバス利用者数が成果指標になっているよね。149ページに関しては、1日当たりの乗車人数が活動指標になっているよね。ここは、活動指標または成果指標だから、本来ならこういう活動をして、そして成果はこうですと両方載せるべきところかと思ったけど、その前に、何でこれ142ページは成果で、149ページは活動と分かれているのか教えても

らっていいですか。

中村商工労働課課長補佐 142ページはバスについての利用者数ということで、149ページはデマンドの成果ということになります。活動指標もありますけれども、バスはやっぱり事業主体がバス事業者ということになりますので、なかなかこう稼働率とかいった目標設定もなかなか難しいところがあります。ただ、デマンドは、市が運行主体となっていますから、市で主体的にこういう目標を立てて、整理をさせていただいています。

宮本政志委員 そうすると、成果は140人で分らんこともない。令和5年度の目標は1日当たり2,335人やったけど、下段の実績で、1,936人でしたと成果を載せているのは分らんことないけど、このバス路線の3者というのを活動ということにするのか。バスの台数は把握できないだろうから難しいってことか。活動内容を聞きたかった。つまり一緒かどうかも含めて聞きたかったわけです。令和5年度、6年度の活動はこうですとか、令和7年度の予算を審査しているので、令和7年度の活動がこうですとか、その活動が同じなのか、差異があるかを確認したかったけど、指標が出てないから。活動について何か答弁できますか。

田尾経済部次長兼商工労働課長 そうですね、どちらかに統一したいと思います。継続性でこういう表現をさせていただいていますけど、おっしゃるとおりです。ちょっと考えます。申し訳ないです。

中島好人委員 先ほどの矢田委員の関係ですけれども、市民から今度はバスの時刻表が大幅に減って、便も減ったと。使い勝手が悪いじゃないかという声を聞きます。その原因については運転者不足によって便が増やされないという状況があるわけで、144ページの下にも、そういう問題点、課題として取り上げています。そうした中で今後も運転手の確保に努めていくというふうに進んでいっているわけですが、どういう形で努

力をしていこうというような具体策はあるのでしょうか。その点についてお尋ねします。

中村商工労働課課長補佐 委員がおっしゃるとおり、運転士不足は非常に深刻な状況になっております。今回の予算にも計上させていただいておりますけども、県央連携の7市町の取組として、合同で運転手を募集するため、運転体験会、就業説明フェアというものを実施しております。今年度も、昨年10月、11月に宇部と山口2会場で実施しました。その結果、委員がおっしゃったように、運転手が大量に不足したという昨年の状況が、実際にバスに乗って体験をして、バス会社に就職をしたという方が今年に入って、数名いらっしゃったということも聞きまして、少し改善の状況にもあるということもあります。ですので、こういった予算について、来年度もしっかり取り組んでいって、少しでも運転士不足の解消に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

恒松恵子副分科会長 地方バス路線は全国的にバス会社が撤退したり、危機的な状況にあると認識しております。現在県の支出、補助金しかないような状態で国としてもこれをほっておけないような状況ですが、国から市町に対する支援策みたいなのは、全くないと考えていいんですか。それとも今後どのような改善がなされるかといった国の動きは把握されていらっしゃるんですか。

中村商工労働課課長補佐 バスに対する国の支援ということになりますと、本市にもあるのですが、このバスの補助金は、路線に種類がございまして、国庫補助路線、あるいは単県補助路線、あとは市単独路線、それから、廃止代替ということではいわゆるコミュニティバスの路線というのがございます。一部やはり広域的な路線については、国の補助金も出ておりますので、そういったバス運行に対する国の支援はございます。

恒松恵子副分科会長 現在は本市に該当するような補助金はないという解釈で

よろしいですか。

田尾経済部次長兼商工労働課長 バス路線は、基本的に国の事業です。市町負担分を今この事業で出しているという考え方ですので、どちらかという  
と、国が半分、市が4割強ぐらいで、県が少しという形での補助になっています。

宮本政志委員 142ページ、活動指標または成果指標の件で、令和6年4月  
から7月と、もうかなり前で集計中となっているけど、バス会社がデー  
タを出さないのかな。バス会社が出さないのならしょうがないけど、ど  
うですかね。

中村商工労働課課長補佐 まだ、バス会社から数字が上がってきてない状況で  
ございまして遅れております。申し訳ございません。

宮本政志委員 これは3者全部ですか、どこかは出しているわけですか。

中村商工労働課課長補佐 3者そろってです。

宮本政志委員 市の税金からこれは出ているわけで、それを審査するのが我々  
議会です。せめてこの4月から7月の間の分を出してもらわないと、予  
算審査するときに見立てがどうかを審査できないから——去年の7月と  
いったら8か月間。今頃、手書きでそろばん計算するわけではないから  
出せないことはないと思うけどね。その辺はぜひバス会社に言ってほし  
いよね。令和6年は144ページでいったら、バス路線の大幅な減便が  
生じたということは、やっぱり減便になると、令和5年の1,936人  
よりも4か月で、仮に割って500人なるよね。令和5年はおおよそ、  
それよりも全然低いということになりませんか。令和6年度は大幅に減  
便ですよ。減便ということがなければ、令和5年度が1,936人で約  
2,000人、4月から7月の4か月なら3分の1ってことやけど、そ

れよりも減っている率も高くないですか。

中村商工労働課課長補佐 先ほど申し上げたように、令和6年の10月に、船木鉄道で大幅なバスの減便、ダイヤ改正がありました。ですので、10月以降は確かに便が減りますので、利用者もかなり減ってくるかなとは思いますが、4月から7月まではまだ改正前でございますので、それまでと同じような傾向になるのではないかという推測になります。

宮本政志委員 そうすると、この令和7年度の2,335人っていう根拠は何でしょうかね。令和5年度と令和6年度と一緒になんやけど。頑張っこれ維持するぞという意味でこれ出したんかな。

中村商工労働課課長補佐 こちらの2,335人の目標数値については、令和5年3月に山陽小野田市地域公共交通計画を策定しておりまして、その中に掲げておる数字で、この後、5年間で、この目標を達成しようという計画になっておりますので、その指標から引用してきたものでございます。

宮本政志委員 そうすると、その計画をつくったときには減便は発生してなかったけど、今から減便が多くなり運転者が多少増えても全然改善されるということは盛り込まずに、当初の計画どおりこうやって数値を並べていくっていう前提を別に否定するわけじゃない。一応根拠をしっかりと聞きたいけどね。

中村商工労働課課長補佐 今、御指摘のとおり、計画の指標にはなっておりますけども、この計画も必要に応じて、また、途中で改定とか、見直しとかも発生します。やはりバスの減便というのは大きな事象になっていきますので、そういったところも含めて、今後の目標設定をどうするかというところは、また改めて検討してまいりたいと思います。

宮本政志委員 いや、そこなんよ。だから無理な計画を前提にせんでも、今の現実で毎年翌年度の予算化で計上してきて、財政課にも請求してやりよってわけやから、正直今の予算でなかなか改善できないのなら、何か担当課としてバスの利用者を増やすための予算が令和7年度に出てくるのかと思ったら、もう一緒よね。だけど何かそういうのを取り込もうってというのは担当課内ではなかったのか。運転手がどうか、バスに乗ってもらうPRとか、こういうのってもっと力入れて予算計上していくべきというような検討はなかったのかな。

中村商工労働課課長補佐 委員がおっしゃられたようなことは、内部では検討しておりまして、特に運転士不足に対応して、運転手を増やすためのバス事業者の取組を後押しするような施策を検討していたのですが、内部の調整で、今年度予算には計上できなかったもので、引き続き検討してまいりたいと思います。

田尾経済部次長兼商工労働課長 12月議会の一般質問でそういう発言をさせていただいて内部的な注意を受けたところでございますが、やりたいことはやりたいんです。ただ、一つ分かっていたいただきたいのは、この問題が実は市町だけの問題ではなく全国の問題だということです。市町の予算ではなかなか巨額になりまして対応できないところがあり、この問題に関しては全国市長会、山口県の市長会を通じて、こういった補助金の要望を上げさせていただいていますので、やはり国が積極的に動いていただいて予算をつけていただくというのが、本来の考え方だと。また国でも交通政策基本法、これは交通に関して国の義務を定めておりますので、やっとな国が積極的に動いているという傾向がございます。その一つがライドシェアとか、そういったものを導入していくということでございますが、私どもとしては、地元のバス会社に積極的に運転手を雇っていただいたり、乗車人数を増やしていただいたりするような宣伝をしていただきたいために、経営の補助金とかを国として用意していただきたいなというのは常々思っております。

宮本政志委員 Aスクエアからか、小野田駅からかもしれないけど、要はAスクエアから山口東京理科大学に行くバス便が山口東京理科大生のために今、便数が確保されているかお聞きしていいかな。山口東京理科大学は総務文教が所管だから微妙だけど。

中村商工労働課課長補佐 昨年の10月のダイヤ改正で、やはり船木鉄道が運行しております。山口東京理科大学行が、もともとは平日であれば大体13便ぐらいあったのですが、それが今は7便とか8便とかに減っております。それは今年またダイヤの改正がありますので、それに向けて、船木鉄道にも改善というような話もしております。

宮本政志委員 総務文教のことなので質疑ができないけど、山口東京理科大生にはたしかフリーパスか何かを出しているはずですが。その使用率も分かったけど、それを上げていけないところの一つが今、便を減らして、帰りも帰れない、行くのにも1便遅れると。どうするかといったら、車で行くか、ひどい人は引っ越していると聞く。だから本市も、3者に財政面で応援するわけでしょう。だからいろんなところを含めて、せめて小野田駅からAスクエア、山口東京理科大学の間でも元に戻せとは言わなくても、時間帯だけでも、便数を確保しろとぐらいは強く言ってください。

田尾経済部次長兼商工労働課長 山口東京理科大生に限っては公園通から山口東京理科大学までの便が減便になったということで、バスに補助金を出している山口東京理科大学としては痛手であったと理解しています。ただ、宮本委員が言われる小野田駅からAスクエアまでは、船木鉄道とサンデン合わせて1日50便、まだ50往復走っていますので、（発言する者あり）幹線はしっかりと残してらっしゃって、やはりバス会社はどうしても人が乗っておられないところを減便したというところにありますので、幹線はしっかりあります。今、言われる公園通から山口東京理科大学はちょっと減っていますので、そこは小野田線の利用とミックス

して、今、ある事業を研究しております。それは鉄道とバスの共通乗車ができないかという研究をしております。今、JRと一緒に、小野田工業高等学校の生徒に御協力いただいて3月まで実証事業を行っておりますので、成功すれば、もしかすると山口東京理科大学生を入れたような、もしくは民間の人を入れたようなすばらしい制度になるかもしれませんし、まだ研究段階ですので、お時間を頂きたいなと思っています。一応いろいろと考えております。

福田勝政委員 コミュニティバスまた路線バスの路線が、去年の10月の大改正で、非常に減便になっております。そうした場合に、この補助金、コミュニティバスが減便になっていますがどれぐらい出ているのか答弁お願いします。

中村商工労働課課長補佐 補助金は1億3,700万円ほど今回予算計上させていただいております。減便の影響については、船木鉄道にも来年度の運行でどれぐらい金額が減るかを確認したのですが、まだ出てきてない状況ですので、その辺の数字というのはお示しができないところではございます。

矢田松夫委員 キャッシュレスのいわゆる整備費補助金（「これはまだ」と呼ぶ者あり）

中島好人委員 地方バスの路線維持については、国が補助金を出しているわけですが、記憶では国からの補助金が減額されたんで、その分市がかぶるとこういうことで市の補助金が増えたという報告を以前聞いているわけです。先ほどの答弁にも関連あるかも分かりませんが、144ページに県で2分の1の補助800万円があり、上の県の補助金が空白になっているのはまだ分からないということですか。国の補助金の空欄はどうなるのでしょうか。

中村商工労働課課長補佐 バス会社に対する国庫補助金は、基本的には直接バス会社に入ります。ですので、市のほうに予算計上はしてないという状況でございます。

中島好人委員 直接、国のほうからバス会社のほうに入るの、市としては把握してないという形になるんですか。

中村商工労働課課長補佐 おっしゃるとおりでございます。(発言する者あり)  
(聴取不能) 今、数字は手元にありませんけれども、全体の計画というのがバス事業者からあり、そちらのほうに、国の補助金とかも記載はありますが、今すぐにお示しはできない状況にあります。

田尾経済部次長兼商工労働課長 バス事業の補助金というのは、運輸局で実施する場合、国で実施するものなんですね。バス事業者は運輸局とこういうヒアリングをして認められて、その負担金を、私たちから補助するという形ですので、基本的に国がオーケーならうちはオーケーになっていくという形です。ただ、それでは、ちょっと乱暴なので、こうやって、しっかり議会で議論をしていただいて出すような形になっておるところですが、基本的に国の事業ですので、国から直接バス会社に行きます。市からバス会社に入りますから、うちを通してバス会社に入ってないという御理解をしていただきたいと思います。うちに出すからヒアリングをするわけではないんですよ。運輸局でヒアリングをします。

福田勝政委員 例えば、この10月にまたダイヤ改正が恐らくあると思うんですよね。そうした場合にまだまだ減便になっていくのか、それとも現状維持で行くのか、大体予測はできるんですがどうですか。

中村商工労働課課長補佐 先ほど宮本委員の御質問にもお答えした内容にも触れますけれども、昨年、大幅にドライバーが減ったという状況から、今年に入りまして、少しその状況は改善したと。新しく運転手が、就職さ

れたという情報も入っていますので、船木鉄道とは、今年の秋のダイヤ改正に向けて、便数を増やしていくような、これからそういう調整をしていこうという話はしていますが、具体的な路線というところはまだこれからになります。

福田勝政委員 一般市民からの苦情をよく耳にするんですけど、やっぱり市に対してもうそういった苦情はあるんじゃないですか。それをどのようにされますか。

中村商工労働課課長補佐 今おっしゃられたとおり、バスが減便になって困っているという御連絡を市にもいろんな地区の方々から頂いております。そういった情報は逐次、バス事業者にもお伝えしておりますし、先ほど申し上げたように、今後のダイヤ改正に向けて、改善できるところは改善していき、そのときに、市民の御要望に少しでもお応えできるような形で調整を進めてまいりたいと思います。

田尾経済部次長兼商工労働課長 先ほど少し御説明申し上げましたけど、小野田駅からAスクエアまで1日50往復しておりますので、バスは十分に走っております。御指摘のところは恐らくそれ以外のところで、従来から、残念なことに利用者が非常に少ないところを運転手不足で、やむを得ずバス会社が減便したという傾向にあります。苦情は恐らくそういった地域の方だろうと思っております。ですから幹線はしっかり残していますから、バス停まで出ていただければ、バスはちゃんと走っております。

藤岡修美分科会長 ほかはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは審査事業28、地方バス路線維持対策事業（臨時）。資料のページ145から148ページです。

矢田松夫委員 現在のバス車両にキャッシュレス機器を新たに導入とあります

が、何か市場調査されたんですかね。これはバス会社がつけるから補助金をくれと言うたんですか。それとも、そういう調査があつてつけなさいよというのがあつたからですか。法律上はないですね。どちらですかね。

中村商工労働課課長補佐 バス事業者、船木鉄道から支援をしていただきたいという申出がございましたので、それに対応して今回、予算計上させていただきますのでございます。

矢田松夫委員 このラッピング車も同様ですか。船木鉄道が新たに新しく塗り替えるから補助金をくれということですか。

中村商工労働課課長補佐 委員の御指摘は、いとね号とねたろう号のコミュニティバスの更新の件だと思いますけれども、こちらについても、運行していただいております船木鉄道から、車両がかなり老朽化しているとの声を強く頂いておりましたので、それに対応して、更新費用を市のほうで補助するというものでございます。

宮本政志委員 キャッシュレス機器はどういったもので、何台ぐらいですか。

中村商工労働課課長補佐 いわゆるキャッシュレスで、従来はICカードのバスでの御利用ということで、以前にサンデン交通ですとか、宇部市交通局が導入されました。それとはちょっと異なりまして、いわゆる電子マネー、スマートフォンなどを活用して、それでバスに乗るときにタッチで精算ができるというような、そういったシステムのことでございます。

田尾経済部次長兼商工労働課長 背景といたしましては、山口県が県下のバス会社統一でICカードを導入したいと考えておりました。全者同意して進んでおつたんですけれども、宇部市の船木鉄道と長門市のブルーラインの2者が、IC機器のイニシャルコストがちょっと高額のために経営上

の理由で断念されたという経緯がございます。それでは、利用者に対して不便ですので、ICカードではなく、いわゆるキャッシュレス決済、携帯電話の機能でかざすとかカードを差し込むとか、そういったキャッシュレス機器であれば安価でランニングコストも安いですからということで、これをやりたいということでありましたので、こちらのほうの導入に補助を国、県、市で出すというような形で、利便性を図るというものでございます。

藤岡修美分科会長 台数は。

中村商工労働課課長補佐 船木鉄道から頂いた資料によりますと66台分です。

宮本政志委員 なら車両を聞こう。147ページで先ほど古くなったので、ねたろう号、いとね号の更新に係る所要額が5年リースと書いてある。よく分からんけど古くなったからやり替える、でもリースでしょうって話で、古いやつを5年リース始めたのって話だよ。まずリースは、いつから始めていつ終わるんですか。

中村商工労働課課長補佐 リースといいましても、新しい車両のリースでございまして、それまでの老朽化した車両ではなく、新車をリースするというものでございます。ねたろう号は昨年3月に、いとね号は昨年12月末に納車されております。それから5年間リース料が発生するということになります。

宮本政志委員 勘違いだった。このたびリースが初めてってことか。それまでは、会社が持っていた古い車で、古くなったから新車でこのたびから5年リースでということですか。

田尾経済部次長兼商工労働課長 実はこの路線は廃止路線です。山陽町の時代に利用者が減ったために廃止になったもので、町が、これではいけない

ということで、いわゆるコミュニティバスとして町が走らせる形となり、そのときに購入した車両がねたろう号といとね号で、そこから20年を超えて、いまだに更新されておらなかったもので、このたび新たにリースに代えたものでございます

中島好人委員 同じくその上の先ほどの分と関連があるかと思うんですけども、要するに市の補助金が、船木鉄道では1億1,300万円加わるわけですけども、上のこの補助額の算定方法というか根拠といえ、経常費用、経常収益、また国、県の補助金それぞれの額がどう当てはまって1億1,300万円となるんでしょうか。

藤岡修美分科会長 同じ資料がさっきの審査にも載っていて、2番からが今回の審査事業20です。同じ資料が載っているんですよ。

中村商工労働課課長補佐 先ほど申し上げたのと重複してしまうのですが、算定としましては、四つの補助路線がありまして、国庫補助路線と、単県の補助路線で市単独補助路線、それからコミュニティバスの補助、路線の四つで路線数は異なります。それぞれにおいて、経常費用、それから、かかった経常費用から、運賃とかで得た利用の収入、それからまた国や県からの補助金を差し引いた額が、それぞれ市の補助金ということで具体的にそれぞれの内訳をお示しができないので申し訳ないんですが、そういう状況でございます。

中村商工労働課課長補佐 今、資料の147ページの上でございます。令和6年度実績見込みで申し上げますと、国庫補助路線が5,087万9,000円、単県補助線が976万6,000円、市単独補助路線が3,660万1,000円、休廃止代替、いわゆるコミュニティバス路線が3,853万6,000円ということで、合計が1億3,578万2,000円ということになります。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは引き続いて、審査事業29、厚狭北部デマンド型交通運営事業、資料149ページから154ページで質疑を求めます。

矢田松夫委員 この入札は、契約年数は何年ですか。

中村商工労働課課長補佐 こちらの厚狭北部便の契約については、3年になります。

矢田松夫委員 客からの話がありますが、途中、自治会を通るのに乗せないということがあるんですよね。例えば、姫様号、殿様号でいうと、帰るときと行くときに鴨庄を通るけど乗れないわけです。こっちの姫様号で乗るから、コースが違うから乗せないと。乗せてくれればいいのにと。

田尾経済部次長兼商工労働課長 登録制でございますので、その方はどちらに登録されておられるんですかね。

矢田松夫委員 殿様号で登録するけど、そういうのはないですか。

中村商工労働課課長補佐 一応、殿様号、姫様号につきましては、事前登録制でございます、やはりその次、御自宅の近くまで、デマンド、お迎えに上がるということもございます。このエリアは、指定したところでお乗りいただくということでお願いできればと思います。

宮本政志委員 そこよね。事業概要は厚狭北部地域の38自治会の住民を対象に、つまりこれ以外は対象外ってことでしょうか。定期的に利用者の意見を聴取するなどして令和7年度はどのように計画されていますか。

中村商工労働課課長補佐 利用者アンケートは、令和5年、6年は年に1回程度実施をさせていただいています。令和7年も同様にアンケートさせて

いただこうと思っております。

宮本政志委員 どういう方法のアンケートですか。

中村商工労働課課長補佐 殿様号、姫様号については、事前登録でして、住所などはこちらで登録させていただいていますので、御自宅にアンケート用紙をお送りして、そちらで記載していただいて、市にお返しいただいております。

宮本政志委員 その費用は、令和7年度の820万円の委託料の中に入っているんですか。ただじゃないよね。

中村商工労働課課長補佐 こちらの委託料については、あくまでもデマンドを運行していただくための委託料でございます。アンケートは、この事業を効率的に進めていくために、市で実施しているので予算計上はしていないということになります

宮本政志委員 だから、対象の方にアンケートを取って、対象外の市民の方から先ほど矢田委員が言われるような、問合せ等があれば、そういったことも加味して、今後のデマンドの生かし方にいろいろ役立てて実際に行っているんでしょう。そういったアンケート結果とか、市民の方々の声とかは、ただ聞いているだけでなく生かそうということを担当課内で協議しよったよね。

中村商工労働課課長補佐 おっしゃるように、アンケートの結果を踏まえて、乗降場所の追加であるとか、時刻表の変更であるとか、そういった様々なところで見直しなど改善を図っておりますので、今後も引き続き、皆様の声をお聞きしたいと思います。

矢田松夫委員 ローカルな話になるけどそれは利用者の声です。例えば姫様号

で、鴨庄上を通ります。これは宮本委員と僕ぐらいしか分らんけど、ほかにも鴨庄には三つ自治会があるんです。そこを通るのに何で乗せてくれないのかと、鴨庄上だけじゃないかという意見がありますよということ。ですから鴨庄上というのはお寺さんへ行くときに、あの辺の人は乗れて、うちの目の前を通過して2社目に行くけど、バスが目の前におるのに何で乗せてくれないのかという苦情です。

田尾経済部次長兼商工労働課長　どこかでラインを引かなくちゃならないというのはあって、融通を利かせて、恐らくかなりエリアを拡張してまいったと思っています。基本的にこのデマンドの制度というのを御理解していただかなくちゃならないんですが、交通不便地域に導入されて交通機関を補完するものであるがゆえに、運輸局の許可が下りているものだから、通常のバスやタクシーがあるところには実は、走らせることができないんです。ただ、そうは言ってもどうしても重なる部分があるということで、そういった自治会の方に対して御不便をかけているようなところがございます。かなり融通を利かせて拡大してきた経緯がありまして、既存のタクシー会社が通常乗せているところに進出しておったりするわけで、そういった方の御要望にずっとお答えしていくと、いずれそこであつれきが生じてくる可能性がありますし、そもそもそこは乗せてはいけないということでの許可が下りているはずなので、できるだけの融通を利かせますが、どこでラインを引くかということで御理解していただきたいし、その方をお救いするそこは恐らくタクシーやバスが通っているんだと思っています。ですから、安いタクシーではないということとは御理解ください。

宮本政志委員　言われるとおり駅やバス停から半径何メートルあって、それから外れたら交通不便地域で、デマンドの場合は補助金が下りるとか、何年か前のときにあったような気がするけど、違うかな。ちょっとその辺教えてください。

田尾経済部次長兼商工労働課長 絶対的に全国で決まっているわけではなくて、たしか駅から800メートル、バス停から300メートル、それより外にあるところを交通不便地域と申しまして、そこにはこういったデマンドとかを導入してもいいよと。しかもそのバス停までとか、そういったことで、国が許可しているものですので、自由に安いタクシーで行き来できるっていうのとは違ってそこが使い勝手の悪いところではありません。

宮本政志委員 矢田委員が言われることは僕もすぐに大体分かった。さっき課長があつれきがと言いましたが、そこなんよ。例えば同じ市民でも、家の目前に出てきたりするけれど、デマンドタクシーはこういうものと、しっかり周知広報する必要があると思う。令和7年度途中で補正が出るか知らないけど、予算をしっかりと確保して誤解を招かないようにするために周知に力を入れてほしい。

田尾経済部次長兼商工労働課長 周知することで、混乱を招くようなところもあるかなと思いますので、お問合せがあった方には、そのように丁寧にお伝えはしておるんですけど、大体納得はされていないです。市民の方からしたら、同じタクシーやバスのように感じてらっしゃいます。あくまで国の許可の都合でございますので、私たちとしては市民の声を聞きながら、国の許可の範囲で融通を利かせながら、エリアを拡大したり、その地域を載せてあげてくださいというようなことをやりながらやっているんですが、タクシー会社からすると、そこはルール違反でしょうというようなこともあるので、そのバランスを取りながら考えております。ですから、鴨庄で乗せてくれと言われれば、それは駄目ですというお返事になります。

中島好人委員 バス路線ですけども、やっぱり先ほど言ったように、このバス路線につないでいく形だろうと思います。私たちは坂出市に視察に行きましたが、あそこは循環バスを見直したと言っていたんですね。ぐるっ

と回る循環バスの路線を広げて、そこにつなげていくことで、客を増やしてきたというのを聞いて学習してきました。今のうちの体系として、縦に長いような路線ですけども、循環バスの見直しはどう考えておられますか。

田尾経済部次長兼商工労働課長 先ほど申しましたように、小野田駅からAスクエアまでは1日50便走って50往復しておるわけです。このたび10月の改正によって便が減らされたのは、叶松であるとか、ひばりが丘であるとか、そういった人があんまり乗ってないところをやむを得ず減らしたという経緯がございますが、委員が御不便だと思われて、どこをどのように改善したらいいのかを教えていただければ、改善していただきたいところと、私たちが努力できるところで考えていきたいと思えます。今、幹線はしっかり走っております。御不便なのは、そういったいわゆる支線の部分だと思いますので、支線の部分でバス便が少なくなりました。ですから、朝バスに乗って行って、お昼に帰っておられたところ、お昼に帰れず夕方になったという、こういう御不便なところがある。市民の方がそういった御不満をお届けになっているんだろうと思えます。ですから、バス会社にはお昼の便は戻してねということを行っていますので、運転手が入ればそこは戻すよというような手応えはつかんでいます。確実に戻るとは限らず、申し訳ないんですけど、本市にはまだタクシーも走っていますので、しっかりタクシーも利用していただいて、行きはバス、帰りはタクシーというのも、公共交通としてはお勧めしておるところです、それが高いというならそれはどうぞ福祉のほうに御相談ください。

中島好人委員 私も案を持っていますが、ここでは避けます。今ある形をずっと続けても、先がどうなるか分からないような状況があるので、やっぱり何らかの形で見直していくことが必要じゃないかということで今のままじゃなかなか乗客を増やすような体制が取られないんじゃないかと。せっかく視察に行って、そういうことを学んできたので、また参考に提

示はします。

田尾経済部次長兼商工労働課長 これから先、運転手が、全産業そうですけども、空前の労働者不足ですから、御期待に沿えるほど増えません。皆様方がお育ちになった時代には手を挙げてタクシーが止まっていた時代です。その時代にもう戻ることはありません。こういったことを考慮しながら、どこをどのように、交通を便利にしていくかというのを考えていかなくちやなりませんので、例えば、今、私が申しましたように、小野田駅からAスクエアが10便しか走っていないというようなことなら御指摘いただいて結構ですけども、50便走らせております。まだまだ活発でございますので、支線のほうでこういったアイデアはどうかとかいうのがあればお聞きして、対応していきたいと思っています。ただ、先ほど申しましたように、全て国の許可が要りますので、こちらとの相談では導入できるかどうかデマンドが導入できるのか、また国のほうはそういった許可が要らないライドシェア等も考えておるようでございますので、我々としてはそういったことも考慮して、地域から御相談があれば、そこにふさわしい交通を考えていきたいと考えております。

福田勝政委員 ちょっと変な質問しますけれども、今、運転士不足ですよ。どこのタクシー会社も皆お金出して免許取らせませよ。ただ、市全体が、運転士を雇用するのに、運転の面からお金を出して、それを船木鉄道バスに乗ってくれと、そういうようなことはできないですかね、1億3,800万円も補助金が……（発言する者あり）はい、分かりました。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは換気のため、暫時休憩といたします。

---

午後2時28分 休憩

---

藤岡修美分科会長 分科会を再開いたします。審査事業 30、高泊地区デマンド型交通運営事業。資料は 155 ページから 159 ページです。委員の質疑を求めます。

矢田松夫委員 さしたる議論がないってことはいけないよね。新たに高泊地区内に停留所の利便性を考えて、増加になったところはあるんですか。そういう市民の声というのはありますか。

中村商工労働課課長補佐 とまり号につきましても、アンケートを実施しております、便利になったっていうお声も頂いていますし、一方で、やっぱり改善してほしいというのは、時間帯などで、そういうお声も頂いていますので、こちらも、不断の見直しが必要かなと思っております。なお、利用者については、記載しており、実証運行を令和 4 年度からしておりますけれども、少し増加傾向にもありますので、利用者は増えているような状況でございます。

矢田松夫委員 時間帯もそうですけど、みんなの声で自分たちが停留所を設定したわけで、それが今以上に増えるという傾向はないんですか。もともとあった現在の停留所は自分たちが言ったけど、利便性を考えて、乗っていくうちにまだ増やしてほしいという声はなかったのか。

中村商工労働課課長補佐 アンケートの結果を見ますと、停留所を増やしてほしいというような声は特にはなかったです。

矢田松夫委員 時間もなし、停留所もない、どうしたらまだ増えるかということをも市民にアンケートしないのか。

中村商工労働課課長補佐 利用者を増やしていくための取組といたしまして、

これまで、とまり号を運行開始して約2年半ですけれども、まだまだやはり、地元住民の方に知られていないというアンケート結果もありましたので、周知が足りてないのかなというのはございます。これまでは、自治会を中心に、自治会長から回覧を回してもらったりして、チラシを配ってもらったり、そういう周知をしてきたのですが、それだけでは足りないということで、それに加えて、今年度新たに民生委員の方とか、ケアマネジャーの方とか要は高齢者の方に寄り添う活動されている方にも直接周知を集まりの会合でさせていただいたりしておりますので、より多くの方に周知をして強化を図ってまいりたいと思っております。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは予算書の審査に入ります。196ページから199ページまで。いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）216から223ページ。

矢田松夫委員 美祢線、小野田線の補助金、ほとんど毎年変わらんけど、上がる要素は何もないですか。

藤岡修美分科会長 221ページ、負担金、補助及び交付金。

中村商工労働課課長補佐 今、御指摘のところは、221ページの中段のJRローカル線の利用促進に向けた協議会に対する負担金ということで、美祢線については御承知のとおり、今、復旧に向けての議論を進めているところで、増減についての見込みはまだお示しができない状況なので、同額とさせていただいております。小野田線についても、利用促進協議会、こちらは、定期券の補助ですとか、ハロウィーン装飾駅の装飾とかといった支援メニューをやっており、引き続き同じようにやっていきたいと思っておりますので、同額の30万円ということです。ただ1点、下に小野田線活性化事業負担金を90万円ほど計上させてもらっていますが、先ほど田尾次長から発言があったように、今、小野田線で鉄道とバスの

共通乗車の取組実証事業を行っておりますので、その取組状況によっては、今後、事業費が大きくなっていくことも想定しております。

矢田松夫委員 小野田線の活性化委員会の負担金というのが、3分の1ぐらいの使用率だったけど、今回90万円になったというのは客の増大に向けて新たな施策を考えると。美祢線のほうがまだ増えるのが未確定という回答がありましたが、例えば今、バスの臨時便を出しており、負担金がありますよね。この中から出るわけではないでしょうが、どこから出ますか。それは取りあえず3月の二十何日で終わるんだけど、今度4月1日からどうするか分からないからこれに記載しないのか、もう予定してどっかにあるのか、その辺お答え願います。

中村商工労働課課長補佐 今、言われたのは美祢線の代行バスの実証事業、快速便も走らせておりますが、そちらの取組が今月3月21日で終了します。今年度の取組については、これは国とJRが2分の1ずつ出して行っていますが、4月以降はまだこちらの概要、自治体の負担について、まだ決定していない状況でございますので、こちらはまだ詳細を御説明ができない状況でございます。

矢田松夫委員 ほかにもそういう未確定な要素、美祢線の関係で、今から予想されるものがあるのかないのか、答えられる範囲で。

中村商工労働課課長補佐 ただいま、美祢線の復旧に向けて、利用促進協議会の復旧検討部会において、復旧についての整理検討を行っているところでございます。その報告が、来年度の定期総会場でまたお示しされるという予定になっていますが、今、事務局もその取りまとめを行っているところでございますので、それを踏まえて今後どうするかっていうところ、特に、費用がかかるところも含めて、その辺は未定となっておりますので、まだお示しできる状況にはございません。

藤岡修美分科会長　ほかよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは以上で質疑を終わります。（発言する者あり）失礼しました。歳入。

矢田松夫委員　この23ページの負担金とか補助金とかで全然意見が出なかったからいいのかなと思ったけど、商業振興諸行事補助金が439万円です。9月議会の補正で小野田クリスマス花火の補助金を100万円出したけど、今度は正式に小野田クリスマス花火を入れた金額と捉えていいですか。ほかにあるんですか。

中村商工労働課主幹兼商工労働係長事務取扱い　委員のおっしゃったとおり、小野田クリスマス花火の補助金も含んだもので、当初予算を計上させていただいております。その他は新しいものはございません。

中島好人委員　18節、空き店舗リニューアル補助金の件数や額はどのような状況でしょうか。

中村商工労働課主幹兼商工労働係長事務取扱い　予算上の件数ということではよろしかったでしょうか。（うなづく者あり）この空き店舗リニューアル補助金ですけれども、令和6年度からこれまでは各地区、上限1件50万円ということでやっておりましたけれども、令和6年度より要綱一部改正しまして、旧セメント町商店街周辺については上限額を100万円としておりますので、一応予算の想定ではセメント町周辺1件分と、その他の小野田駅とか厚狭駅周辺等とかを含めて50万円を2件分ということで、計3件分という計上をしております。

藤岡修美分科会長　ほかによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは歳入に入ります。28ページの1項4目の労働使用料、それから、6目の商工使用料はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次が32ページの商工手数料はいいですか。（「はい」と呼ぶ者）次が県補助金、40ページの商工費。それから44ページの利子及び配当金はいいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）46ページ、労働施設積立て基金繰入金、その下で、新山野井工業団地かんがい用水施設繰入金はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）48ページ、2目労働費貸付金元利収入。それと3目の商工費貸付金元利収入の二つはいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）あとは、労働費雑入と商工費雑入はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上で審査を終わります。職員入替えのため、暫時休憩といたします。

---

午後2時52分 休憩

---

---

午後3時3分 再開

---

藤岡修美分科会長 それでは分科会を再開いたします。審査番号4番、都市計画課、土木課所管の審査事業31、32、33、34、35。執行部の説明を求めます。質疑については審査事業ごとに行います。

大和土木課長 それでは、令和7年度一般会計予算審査資料の土木課分の説明をいたします。まず初めに、審査事業31番、小規模土木事業についてです。160ページをお開きください。では、事業概要ですが、小規模土木事業は、山陽小野田市小規模土木事業補助金交付要綱に基づき、生活に密接する公共性の高い道路、水路等を整備する自治会に助成金を交付する事業であります。事業費限度額は、1自治会に対し、200万円までで、補助率は、事業費の70%としています。対象は、市民・自治会であり、手段は、自治会の事業を審査し、補助金を交付するとしています。意図は、市民の生活環境の向上を図るとしています。活動指標ですが、163ページの資料を御覧ください。こちらの実施状況表は、令和3年度からの実績を示しております。申請件数は、各年度で40件から50件程度で、ほぼ横ばいとなっています。実施件数も毎年度、60件程度となっており、今年度は、令和7年1月末時点で44件となっています。実施については、前年度までに待機しているものと今年度申請

で安全施設などの緊急なものを順番に実施しています。よって、年度末待機件数は、その年度の申請分や前年度からの継続分、また取り下げられたものもありますので、そこに示す件数のとおりです。工事額や助成額もそこに示すとおりとなります。160ページに戻りまして、令和7年度に向けた評価としましては、成果、コストともに現状維持としています。次に161ページの予算の関係ですが、令和7年度は、今年度の当初予算と同じ、2,200万円としています。31番の説明は以上です。続きまして、審査事業32番、新規事業であります市道共和台1号線道路整備事業について説明いたします。164ページをお開きください。それでは、事業概要からです。市道共和台1号線は、大型団地内の幹線道路であり、過去から一部の区間で道路施設に沈下やひび割れなどの変状が発生している。そのため、舗装補修や側溝改修など通常の維持管理については、適宜実施してきたが、現在も道路が沈下するなど変状が収まらない傾向にある。また、今後その変状が拡大し、市民生活の支障を来す恐れがあることから本格的な対策に着手するとしています。166ページの資料を御覧ください。事業箇所は、共和台団地内のため池に面した市道で、過去から変状を確認し、幾度も補修をしております。特に、令和3年の8月の豪雨で大規模な変状が現れたときは、その年度の10月補正で予算をつけ、大規模補修を行いました。その後の変状が確認できるように、傾斜計や距離測定ができるようにポイントを設置していますが、大雨の後には変状が確認できる状況であります。167ページを御覧ください。コンサル業者に依頼し、土質調査を行った結果、図に示すように、地下にすべり面があることが想定され、大雨によって地下水位が上昇し、すべり面より上の地盤がため池側に動いて、その影響で表面にひび割れや段差が生じるというメカニズムが分かりました。この地盤の動きを観測するための傾斜計では、補修後も地盤のずれが顕著に観測されましたので、このたび、対策に取り組むこととしたものです。165ページに戻ります。事業期間は、令和7年度から令和8年度までの2か年としています。令和7年度は、詳細調査や対策工法の選定や、設計図面の作成などの詳細設計をするため、調査設計委託料を93

0万円計上します。その詳細設計の成果により、令和8年度に工事に着手する予定としています。また、財源については、緊急自然災害防止対策事業債を活用する予定としています。32番の説明は以上です。続きまして、審査事業33番、通学路安全対策事業について説明いたします。168ページをお開きください。事業概要ですが、通学路の中には交通量が多く、歩道が設置されていない市道や歩道が狭い市道があるため、道路管理者と学校、保護者、警察等が連携して安全対策を行う。歩道の設置されていない等の危険箇所について、路側帯の整備や歩道の拡幅を行い、通学路の安全向上を図るとしています。これは、山陽小野田市通学路交通安全プログラムで抽出される危険箇所を基に比較的事業費が大きいものを国の交付金を活用して行う事業であります。対象は、自転車、歩行者、児童生徒としており、手段は、路側帯及び歩道、車道の整備、内容として、路肩の拡幅、歩道の設置、カラー舗装化、歩道整備、側溝の蓋掛けとしています。意図は、通学路の安全環境の向上としています。活動指標は、路側帯等整備延長として、各年度で計画した延長としています。令和7年度に向けた評価としましては、成果の拡充とコストの拡大としています。これは、令和7年度に、用地取得や建物補償に向けた予算が必要となるためです。169ページの予算の関係であります。令和7年度に事業を進める市道は、右下の特記事項に示している8路線になります。令和7年度は、工事請負費として4,300万円、補償費として1,800万円、調査設計委託料として1,700万円、用地購入費として1,700万円、工事請負費の単独分として300万円の合計9,800万円を計上しています。財源につきましては、国庫支出金が5,225万円、地方債が4,110万円、一般財源が465万円あります。33番の説明は以上です。続きまして、審査事業34番、自然災害防止事業負担金（海岸）について説明いたします。171ページをお開きください。それでは、事業概要からです。きららビーチ焼野は、夏季シーズンを海水浴場として活用しており、利用者が安全・快適に利用できるよう養浜整備や施設更新を行う必要がある。郡津布田海岸は波浪により河川の河口が閉塞状態になっているため、土砂撤去を行い、流

下断面を確保する対策が必要である。また、郡津布田海岸の護岸については、老朽化が進み、基礎部の洗堀や空洞化が見受けられるため、護岸の健全化を図るとともに、護岸のかさ上げによる高潮対策を実施するとしています。この事業は、山口県が事業実施し、市はその事業に対して負担金を支払うものとなります。174ページの資料を御覧ください。令和7年度に実施予定の箇所を示した位置図となります。1はきららビーチ焼野の海水浴場の養浜工で、冬の間、風や波によって寄せられた砂を、海水浴場の開設までに、ビーチに押し戻すものです。2は郡津布田海岸における単独事業で実施するもので、主に護岸の老朽化に伴い、石積みが崩れるなどの護岸の破損などに対する修繕に係るものとなっています。3は郡津布田海岸において、高潮対策に係る護岸整備になります。171ページにお戻りください。対象は、海岸施設であり、手段は、県が行う改修事業費の一部を負担するとしています。意図は、未整備地区の自然災害防止事業の促進としています。令和7年度に向けた評価としましては、山口県から示された負担金を適正に支払う意味から、現状維持としています。172ページの予算の関係ですが、令和7年度は、県事業負担金として1,600万円を計上しており、そのうち、地方債が1,500万円、一般財源が100万円としています。34番の説明は以上です。続きまして、審査事業35番、河川整備事業について説明いたします。175ページをお開きください。それでは、事業概要からです。境川は、上流の埴生山（わんや）ため池にその源を発し、山間を南西に流下し瀬戸内海に注ぐ流路、約1キロメートルの普通河川です。流域の土地利用は、大部分が山林で、下流部の平地には農地が広がり、国道190号沿いに民家が集中しています。また、上流域の開発、山陽自動車道、国道など土地利用が変化している状況です。当該河川は、未整備区間が複数点在しており、過去にも災害復旧を実施するなど被災履歴を有しています。なお、台風や集中豪雨などによる河川堤防の越水も報告されており、河川整備が望まれています。このような状況から、未整備区間の護岸を整備し、治水安全度の向上を図ります。対象は、普通河川境川であり、手段は護岸整備としています。意図は、環境保全、防

災に資するものとしています。活動指標ですが、令和5年度から事業を開始しており、令和9年度に工事が完了する計画としています。令和7年度に向けた評価としましては、現在のところ、予定どおり進んでいますので、現状維持としています。176ページを御覧ください。予算についてですが、令和7年度は、工事請負費が2,200万円、用地購入費が200万円で、合計して2,400万円を計上しています。財源としましては、緊急自然災害防止対策事業債の100%の地方債が充てられる事業となっています。178ページの資料を御覧ください。令和5年度に実施した測量調査設計によって、整備が必要な区間を決定しました。そこに示す0.15キロメートルが整備区間です。ほとんどが護岸の整備がされていない区間で、このたびの整備では、護岸の高さを上げたり、川幅を広げたりする計画としています。現在は、工事に着手するための事業用地の確定や護岸の形式の確定、関係者への説明を行う予定としています。35番の説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。審査事業31番、小規模土木事業、資料の160ページから163ページです。

宮本政志委員 先ほど商工労働課のときに冒頭で言ったんですけど、事業審査31、32とかを見ると、真ん中の活動指標または成果指標が、どうも力を入れて作成しておられるように見えないところがある。細かいところ1個ずつは言わないけど、あくまで活動は活動で、その活動に対して数値か何かで成果を出してもらって、その上で、令和7年度は当然成果が出ないよね。でも、令和7年度はこういう活動をしますというのを今後は気をつけてつくっていただいたほうが審査しやすいです。昔から多分こうだとは思いますが、執行部の作成方法が分かりにくいので。商工労働課は今後検討すると言ったので、ぜひお願いします。審査番号31番の小規模土木事業の質疑に入りますけど、この事業概要で、生活に密接

する公共性の高い道路とか水路っていうのが、これは昔から定義は変わってないと思いますが、改めて小規模土木事業を対象としての定義はどういうものですか。

壹岐土木課課長補佐兼管理係長 小規模土木事業の対象になりますけれど、法定外公共物といいまして、赤地や青地といった、地元の自治会において管理していただいております道路や水路です。これが事業の対象になります。

宮本政志委員 それと例えば、指標のところ、予算が昨年と一緒に2,200万円ですね。この予算を立てるときのそもそもの根拠は待機件数ですか。

壹岐土木課課長補佐兼管理係長 令和7年度の予算額算定に当たりましては、まず令和6年度末の待機見込み数を29件と見込んでおります。それと、令和7年度に申請が予想される緊急事業であるとか安全施設とか、直ちにやらないといけない、当該年度でやらないといけない事業を28件見込んでおります。合計いたしまして、令和7年度につきましては、57件を実施できる予算を確保しているところでございます。

宮本政志委員 待機件数にしては、過去に遡っていくと、待機件数は結構違っててもこの予算立てがそんなに変わらないのでということが、今の答弁でよく分かりました。令和7年度の予算は2,200万円ですが、待機件数を解消しようと思ったら、小規模土木事業は本来ならどれぐらいの金額が必要なのか。逆に余って返すぐらいが理想だけどどれぐらいですか。

壹岐土木課課長補佐兼管理係長 令和7年度で待機件数に伴う予算といたしましては、1,800万円程度を見込んでおります。これで28件が全て実施できるという見込みで予算を計上しております。

藤岡修美分科会長　今までの待機件数と、当該年度と緊急を含めて、単年度で消化しようと思ったら幾ら予算が要るかっていう質問です。

井上建設部長　あくまでも計算上ですけど、プラス2,000万円ぐらいあれば、今まで待機してもらえたものを当該年度に追加してできるぐらいの費用になるんじゃないかならうかと。先ほど言いましたように、29件で1,800万円というのがそのままプラスされれば、来年度、本来なら待機になるものが当年度できるぐらいの金額にならうかと思えます。

宮本政志委員　予算要求するべきじゃないかと思う。そもそも、小規模土木事業は3割が自治会負担ですね。自治会負担ってことは、市民負担ということなんよね。でも、市民の方は都市計画税や固定資産税という税金も払っているわけですよ。だから、本来は、市民の方が払っている税金で、そういったインフラを整備していかないといけないのが、さらに自治会に3割ということは、市民から見たら二重取り三重取りされているように感じます。そもそも、この小規模土木事業ってその辺りはどういう概念があるのか。

井上建設部長　小規模土木事業ではなくて、例えば市道、県道とかであれば市がやっていますけど、どなたでも使える道路、通過交通に対して、小規模土木事業と言えば、ある程度利用者が限られる。その自治会の中の一部の方です。全ての方が通ってはいけないわけではないんですけども、利用者、受益者が限られる水路についても、その沿線というところで、法定外公共物あるいは共同の共有名義の私道とかというところが対象になります。5件以上とかの条件はありますが、そういうところでいけば、ある程度、負担の公平というところで3割——3割かどうかっていうのはまたあると思うんですけども、幾らか限られた受益者の方に御負担いただくというのは、理にかなっているんじゃないかなと私どもは捉えております。

宮本政志委員 事前にインターネットで小規模土木を調べてみたら、今、部長がおっしゃったことと同じでした。そうすると、交通量が少ない、多い関係なく、やはり不特定多数のいろんな方が通る道路に関しては、国道は国、県道は県、市道は市が、税金を投入してやっていますよ。だけどそうじゃない、ある特定の地域にということは小規模でしょう。そうすると、やっぱりその特定の地域の方々は、そこが使えなかったら困るわけで、危険もあるんだから、さっき部長がおっしゃったように、いきなり2,200万円を倍増の4,000万円というのは厳しいかもしれないけども、できる限りスピーディーに、そして、なるべく多く申請していただけるように予算要求をしっかり頑張っていたいただきたいと思います。部長、いかがですか。

井上建設部長 宮本委員がおっしゃられるとおりで、何の特定財源もなく、純粋な一般財源が潤沢にあれば、これは市民サービスをどんどん進められるところではあります。いろんなところに、貴重な一般財源を使わなければならないというところで、かつては3年待ちぐらいだったのが1年待ちに改善されています。県内を見ても、いろいろ条件の違いはあるんですけども、山陽小野田市の小規模土木事業のこのシステムが、そんなに悪くない、割といいほうじゃないかなと思っていますので、まずは、できるだけ早く事業ができるように努力し、進めてまいりたいと思います。

中島好人委員 関連で、要するに予算が2,200万円と。限度額が200万円、割ると11件となるわけですね。全部限度額が200万円の実績はその半分。この整合性はどういうふうになっているのか。

壹岐土木課課長補佐兼管理係長 小規模土木事業につきましても、それぞれ規模がございます。直近3年間の、1件当たりの事業費を見ますと、緊急事業、道路の路肩が壊れて通行できなく、直ちに補修しないといけないような事業につきましてもは大体、直近3年間の平均を見ますと1事

業当たり50万円程度。安全施設、カーブミラー、これも申請年度に実施できるように予算を確保している事業でありますけれども、これにつきましては1基当たり25万円程度。あとその他の待機事業、それ以外の事業につきましては、大体、45万円程度で、来年度、2,200万円を予算計上しておりますけれども、これで57件全て実施できると見込んでおります。

中島好人委員 そうすると、限度額に行かないのならば、考え方としたら、2,200万円の予算を丸ごと使えば、件数は増える理屈になるんじゃないですか。

井上建設部長 年に何件かは、200万円の限度額で申請工事がありますし、200万円では収まらなくて、2か年事業、3か年事業というところもあります。舗装であれば、延長とか面積によって全然違いますので、そういうところでは、言いましたようにたまたま平均がそのぐらいの金額というところでありましてけれども、中身を見ると、200万円の限度額いっぱいというのも年に数件ありますので、その辺は押しなべてというところで御理解いただけたらと思います。

中島好人委員 あらかじめ、環境整備というのものもあるし、地域の利便性というのもあるので、できるだけ待機者をなくすような方向で進めていただきたいと思います。要望になりましたけれども。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、審査事業32番、市道共和台1号線道路整備事業です。資料は164から167ページまでです。

宮本政志委員 聞きたいところが何個かあります。現地に2回行ったんですけど、柵がしてあるので。ため池のほうには行かれないですね。ため池のほうは入れなくて、水抜きがどうなっているか、あと、ため池の横のコン

クリート部分がどれぐらい劣化しているかとか、どういう建築方法でやっているのか、降りられないから見えなかった。これは、市道共和台1号線っていうことは、これは自治会管理道路じゃなくて、先ほどの定義からいったら、市が管理しないといけない道路かどうか、まずお聞きします。

大和土木課長 この路線は、市道共和台1号線という市が管理する道路となります。

宮本政志委員 ため池の所有者は誰ですか。

大和土木課長 調べたところ、市の農林水産課が所有していると聞いております。

宮本政志委員 ため池は、小野田地区はほぼ市で、山陽地区はいろいろ個人や組合などですね。ため池も市。道路も市。これは、今、段差のところはアスファルトを張っていますね。取りあえずこの写真撮ってらっしゃいましたけど、人の敷地だから勝手に入れないし道路から見て写真を撮るしかなかったけど、これはさっきの説明で言うと調査をしたと言われた。調査をした結果、何か水がたまって滑りがどうこうと言われたけど、その辺り、課長もう1回、短めでいいので教えてもらっていいですか。

大和土木課長 167ページをもう1回御覧ください。こちらに被害発生のメカニズムと書いております。令和3年の豪雨のときに、コンサル業者にお願いをして、ボーリング調査をしていただいて、土質の調査を行ったところ、赤色で「想定滑り面」と書いてありますけど、その「滑り面」という地層があるというのが想定されるということでした。あと傾斜計設置箇所というのも書いており、ずれを図るための傾斜計というのを設置しております。今後、変状があったとき、どう変わっているか測定できるようになっております。

宮本政志委員 令和7年度の予算で調査設計委託料が930万円と結構大きいんだけど、どのような調査をする委託料ですか。

大和土木課長 こちらの予算につきましては、今、言ったコンサル業者の成果品を基に、対策工法を選定したり、工事の発注に向けて、数量計算とか、構造計算とか、コンサルに係るもろもろの業務を発注する予定です。もしかしたら、その中でもう1回地質調査をしなければならない可能性もあるので、それも含めた予算となっております。

宮本政志委員 コンサルの成果物は、当然市がお金を出しているわけだから、それを生かしてくれて調査設計会社に渡しても何も問題ないと思うんです。その辺りは、素直にその成果物を利用される予定なんですか。それと、もう1回調査と言われたけど、この調査設計する側としてはその辺りは独自にやる可能性があるのか。

大和土木課長 令和8年度のコンサルの成果品につきましては、市のほうに帰属されていますから、それは提供できます。新たに必要となったときに、追加で調査をするような形になるかと思えます。

宮本政志委員 現地に行くと分かるんだけど、先ほど課長が御説明してくれた167ページ上の図面の水色に塗られた箇所、上にフェンスがあって、左側の黒いのは何か分からないけど、その下は側溝で、側溝のグレーチングとか物すごく落ちていた。下の写真ですと手前が南で、これは北に向かって行っているよね。広かったんで手前の南のほうに車を停めたけど、そっちも側溝の口が開いていて、大丈夫かと思うぐらい、落ちているのよ。僕から見たらよ。だから、どうやって水を抜くのかな。降りてないので分からないから想像ですが、このため池には恐らく水抜きはないと思います。そうすると、980万円の調査設計委託料の額は大きく見えるけど、ひよっとすると100メートルぐらい行くか、それ以上で

超える可能性もあるけれど、緊急的にやらないと大変なことになりませんか。道路もため池も市の責任ではないですか。

大和土木課長 令和3年の豪雨のときに、補正をさせていただいて、補修をしているんですけど、そのときに、側溝を新たに整備したりとか、600ファイぐらいの暗渠排水を設置しておりますので、すぐに、災害級のずれとなるとは考えていません。

宮本政志委員 課長が言われた箇所は見た。この下の写真で言ったら、この右側の黒い瓦の御自宅の下の辺りに黒い大きな管を水抜きのようにため池に持って行って、そのことを言われたよね。でも、それは恐らくここよりも北側が高いよね。だから高いほうから流れてくる水路とか、いろんな水をため池に抜いてしまおうっていうのが、今、多分言われたことと思う。だけど、下の写真で言ったら上がっていくと左側に公園があるよね。グレーチングの中を照らしてみたら、あの公園の上から流れてくるのを横断してから集水ますに集中させて、それがため池に流れるように見えた。それと課長が言われるように、取りあえず水を抜いているので、この状態で大丈夫と思いますよというのは疑問がある。仮に今の状況で水をためて吐けない。それで、仮に吐けても八潮市の下水のように空洞になる。どっちにしても危ないわけです。なおさら、今、グレーチングとかU字溝が下がっているから、これは急いでやらないと、大丈夫という前提じゃないと思うけど、部長どうですか。急がないといけないと思うよ。

井上建設部長 これは、いわゆる円形滑りっていうやつですけども、変状のメカニズムで絶対にこの対策方法が正しいとかっていうことをなかなか言えないところで、やっぱり現状を見つつやらないきゃいけないというところが1点と、実はここは宮本委員がおっしゃった車をとめられたところぐらい、要は、これよりちょっと下のところは、過去も、ため池側に擁壁をついたりとかなどの対策工事も、かなり昔から平成のもっと若い

頃からあそこを継続的にやっておられるところでございまして、上がってきているなという思いであります。職員が先ほど言いましたけど、雨が降るたびに観測点を幾つかつくっていますので、そこに行って、どのぐらいずれているのはずっと定点観測はしております、いきなりどんと行く、その変状は確認をするようにしておりますけど、今、宮本委員の御指摘のように、そんなにぐずぐずしておる場合ではないなというは思っております。ただ、財源の問題であるとかやはりちょっと慎重に工法を見定めていかないといけないというところもありますので、令和7年、8年で、できるだけ早い時期に対策工事を仕上げたいと考えております。

宮本政志委員　それで、令和8年度に工事請負費で3,000万円計上しているけど、これについて3,000万円では多分無理だろうと思うので聞かないけど、これはなるべく急いで——財源と言っても、人の命に代えられないです。現地に行ったら、写真で左側の列はかなりの影響が来ると。逆に、損害賠償の話になったときに、もし命まで失うと、その損害賠償を市が負うので、財源を言うのなら将来そういうことが起こったときには、今の財源よりもはるかに大きな、財源的な責任も来るということを言いたいんだけど、それよりもやっぱり命が優先ですよ。住んでいる人は寝られないと思うよ。すごいアスファルトが張っていた。だから、それ考えたら、それは財源と言っても、これは緊急的に調査をまずしたほうがいいです。設計も930万円の予算が入っているけど急いでやってくださいね。

井上建設部長　来年度、できるだけ早い時期に発注して、調査設計に取りかかっていきたいと思っております。あとは状況によって、この事業、工事を繰り上げるかどうかについては、その検討結果に基づいて、また、内部で話したいと思っております。

矢田松夫委員　外から見えるのは見えるんですが、これらに関連して対象戸数

の軒数の把握をされていますか。

三塩土木課道路整備係長 こちらの対象区間の関係戸数につきましては、沿線戸数を現地のほうで確認しまして、4軒程度を想定しております。

矢田松夫委員 それから部分改修なのか全面改修なのかということで、全面改修という文字もあるんですが、そういう今後の工事についてはどうですか。

大和土木課長 全面改修というよりは、ずれを抑えるための抑制工ということで、ため池側から抑えるような仕組みの構造物になろうかなと思っております。

福田勝政委員 167ページですけれど、昨日、この周りの施主から対応が遅いと非常にお叱りを受けました。というのは、ため池が三つあるんです。この写真は一番上の堤になり、その下に堤がまだ二つあるんです。これは行藤ため池という名前らしいです。この写真の断面図を見ますと、例えば、ここに堤がなかった場合、果たしてこういうふうになっているでしょうか。素人で分かりませんが、やっぱり堤が関係しているんじゃないかと思うんです。水が少しずつ流れると思いますけど地下水が上昇したら、木っ端になりますよね。だから、昔から堤が悪いのではないかという話が幾つもありました。三つあって、今、この状態、一番上の堤です。堤は一番上が、あと下に二つあります。その二つの堤のところは別にあまり異常はないんですよ。ひびが入っているのも、一番上のところだけ。だからこの堤にも何か水が流れていくのではないかという気がするんです。もし堤がなかったら、こういうふうになってないんじゃないかと思います。調査費用も入っていますので、施主にも謝ってきましたけど、対応が遅いんだと。家が傾いたらどうするかと言われたんです。ただ、だから早く対応してもらいたいと思うんですよ。市としてはどう行うと考えていらっしゃるでしょうか。調査は行っていますけど。

藤岡修美分科会長 福田委員、なるべく早くやるという答弁を頂いています。

福田勝政委員 よろしくお願ひします。

井上建設部長 多分、共和台ができるより前にため池があったと思います。行  
藤ため池の一番上だと思うんですけど、この今、167ページの図面で  
いくと、ちょうど傾斜計設置箇所とあると思うんですけど、あれより、  
右側がため池の堤体だそうです。この今ちょっと変状で、フェンスの向  
こう外側、一番上のところですよ。擁壁があるんですけど、ここにまで水  
が来ることはありません。かなり高いところにありますので、この上の  
擁壁まで水が来ることはありません。大雨のときに、もう水がぎりぎり  
まで来ることは見たことはないと思うけど、ため池はもっと下のところ  
で、ただ当然、団地に降った水は、ここのため池に流れるのは間違いな  
いんです。排水は全部ため池に、雨水排水はこっちになっているという事  
実はございます。ですから、よく調査します。書いてあるとおりの盛土と  
あります。もともと平らだったところに擁壁をついて、そこに盛土をし、  
道路を造っていますので、どうしてもやっぱり地山と上に盛土がある部  
分って地下水が回って滑りやすい。この断面を見る限りは、メカニズム  
ではないのかなと想像できますので、その辺り、滑らないような対策は、  
考えてまいりたいと思います。

宮本政志委員 これ今、三つあるなら埋めては駄目なのか。このため池は必要  
なんですか。

井上建設部長 私も専門家じゃないですけど、三つあって下もほとんど受益者  
はいらっしゃらないので、埋めてカウンターウェイトっていう方法、つ  
まり泥でカバーして抑えたら済むのではないかとは思ひます。ただ、か  
なりの量にもなりますし、実際にどっから泥を入れるかかもありますん  
で、それよりはもっと安い方法があるんじゃないかなと検討していると

ころです。

宮本政志委員 福田委員の質疑からふと思ったけど、この下の土間コンを張ってあったところまでは、そうそう水が来ませんということは、そのため池自体に、僕も見ただけど水がそんないっぱいあるような感じじゃなかった。なかなか今、農業の関係もあってそんな必要性がない。いろいろな工事をやっても、それは写真で見えるところが4件と多分言ったけど、手前のことを考えたら昔から工事を何回もやっているというなら埋めるということも一つ、設計会社か何かに相談しながら、積算をして、結局安いので、こっちでいいだろうってやったけど、とんでもない結果を生んだっていうよりは、予算の前に何が安全か、将来にわたってだから、埋めることも踏まえて、これは農林水産課にも関係してくるだろうけど、しっかり検討材料としてください。

井上建設部長 判断材料の一つにはさせていただきます。ありがとうございます。

藤岡修美分科会長 ほかよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、審査事業33番、通学路安全対策事業。資料ページが168ページから170ページ。

矢田松夫委員 通学路の安全対策で、特に夏休みに教育委員会とか自治会長とか警察が巡回することを指すものですよ。42か所ぐらい、去年はあったわけですが、さっきの小規模土木じゃないけど積み残し、あるいはその計画的に1年間にどれぐらいあるとかいうのはあるのですか。去年が42か所であれば、今年は何か所やるとか。

大和土木課長 計画の話ですけど、路線の実施計画延長というのは長いので、一路線にかける年がかなりかかると思います。42件とかという話にはなりますけど、優先順位をつけて、できるところからやっていきたいと

考えております。

宮本政志委員 169ページ、令和7年度の予算で、合計が9,800万円出ていますよね。特記事項の二つを足したら9,500万円だから工事請負費単独の300万円が特記事項と違うところかと思うんだけど。まず、この工事請負費単独の300万円をお聞きしていいですか。

大和土木課長 工事請負費単独は、補助にはならない部分の工事について、単独費用で工事するというイメージです。だから、すりつけ部分とか、例えば、継続事業であったら、次の年度に向けて少し確保しないといけないとか、そういうところを単独費用で計上しています。

矢田松夫委員 例えばの話ですが、今の特記事項の関係で、成松山川線を例にとると、美祢線が不通になっていますが、美祢線の踏切の拡幅、新橋から美祢線まで拡幅するというのが特記事項になるんですか。そうじゃないのか。

大和土木課長 こちらに示している特記事項につきましては、どこの路線をやるかっていう路線を示しているだけで、場所までは示しておりません。成松山川線につきましては、JRとは違う反対側の一丁田バス停のあるほうから進めておりまして、今、農地の用地を取得したり、あとは、建物補償を進めたりしている状況で、農地を登記完了したところについては、工事請負費にも含まれますけど、部分的には工事を進めていこうとは考えております。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、審査事業34番、自然災害防止事業負担金（海岸）。資料ページが171ページから174ページ。県事業負担金です。

矢田松夫委員 県事業ですが、特に地域から、あるいは業者から要望があった

2のところは何メートルですか。僅か300万円ぐらいだから。何センチメートルとは言わないけど、工事は1メートルぐらいですか。

大和土木課長 2と言われましたけど郡津布田海岸の老朽化した護岸の整備の話でしょうか。

矢田松夫委員 174ページの地図。四角2の300万円。1メートルぐらいか。

大和土木課長 四角の2の郡津布田海岸自然災害防止事業。この300万円につきましては、県に確認すると、郡津布田海岸の護岸が崩れたりしているところの修繕に利用するという予算だと聞いております。

恒松恵子副分科会長 負担金とのことですが、総事業費について聞いていらっしゃるんですか。

大和土木課長 総事業費と言われると護岸の整備のことですかね。（うなずく者あり）四角3の1,000万円の負担金の分だと思うんですが、総事業費につきましては、特に話はなくて、ここの整備区間が1,500メートルぐらいあるそうです。令和5年度から事業を開始して、今のところ80メートルぐらい進んでいるということで、まだまだ先が長いので総事業費は出せないと考えております。

恒松恵子副分科会長 今、割り算したら進捗状況が5.3%ぐらいでございますがその理解でよろしいですか。

大和土木課長 そのとおりです。海岸の工事なので、護岸を新設するので大分、事業費が積み重なるということです。

藤岡修美分科会長 この3事業とも市の負担率は一緒ですか。

井上建設部長 172ページの右の一番下の特記事項のところに書いております。焼野海岸は市の負担です。それから郡津布田海岸の①、②は、単独県の単県事業なので30%です。郡津布田海岸の国の補助が入るほうは10%です。

藤岡修美分科会長 ほかよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、審査事業35、河川整備事業で資料ページが175ページから178ページ。

矢田松夫委員 先ほど説明では、関係者に説明をされると言われましたけれど、説明会はされないのか。説明会をしてほしいという声があるんですが、例えば工事中に家に入れないといった対象家屋もありますので。

大和土木課長 現時点では、調査設計業務を去年の発注分を繰り越して、今、進めている状況で、今後、関係者には説明することになっておりますけど、説明会にするのか、個別かと言われましたが、説明するのは今後検討していきたいと考えております。

宮本政志委員 説明会を開くか個別かで対象個別は何世帯ぐらいあるのでしょうか。

中村土木課河川港湾係長 家の対象軒数としては3軒です。

宮本政志委員 3軒なら一度に集まってくださいっていうのも言いやすいけど、やっぱり丁寧に一軒一軒行って説明したほうが効率がいいと思う。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、予算書に入る前に、暫時休憩といたします。

---

午後 4 時 2 分 休憩

---

---

午後 4 時 1 2 分 再開

---

藤岡修美分科会長 それでは分科会を再開いたします。予算書 1 1 6、1 1 7 ページ、2 款 3 項 2 目住居表示整備費。

宮本政志委員 この住居表示業務委託料 4 9 万 5, 0 0 0 円の場所は大体どの辺りですか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 こちらは、市内の住居表示を既に設定しているところの維持管理に関する費用で、場所ではいますと、北竜王町、港町、中央一丁目から四丁目、須恵一丁目から三丁目、叶松一丁目、二丁目、南竜王町です。

宮本政志委員 これは、あとどれぐらい残るわけですか。全体から見たときに大まかにパーセンテージで。

高橋建設部次長兼都市計画課長 これにつきましては、住居表示をやった地域にプレートを要所要所につけておりまして、これが老朽化しますので、年次的に実施区域を順番に更新していくというものです。ですから何年に 1 回とまでは言えません。住居表示は 1 4 4 の街区を実施済みですが、それを例年この 5 0 万円ほど計上しまして、順次やっていくというイメージになります。

宮本政志委員 これは、ほかで予算が出ているのか、もし出ているなら教えてください。これ住居表示に切り替えた看板を随時って、結局、住居表示の、例えば何丁目何番何号っていうのは、本来の大字小野田何番、大字東高泊何番とは違う住居表示があるよね。それを例えば、宇部市みたいに今、高齢化がどんどん進んで、特に高齢者はいろいろな相談を行政と

か終活とかでいろいろなところに行く。そのときに自分の住所が登記簿上の住所は、住居表示なのか何だろうかと混乱されているケースが圧倒的に多いです。宇部市はホームページで、住居表示から自分の本来の登記簿上地番がすぐ検索できるようなシステム構築しているけど、やはり高齢化がここまで進んできたり、空き家がどんどん増えたりすることを考えると、ぜひシステム構築をしてほしい。山陽小野田市はほかを見れば、県内でも6万人の町にしてはよくできているほうと思う。さらにそういう住居表示されたところにお住いの市民の方々にということをしてほしいんだけど、その辺りの予算取りは今回考えてはいなかったか。ほかの予算でシステムがあるのでしょうか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 今、委員が言われます、住居表示と地番の検索は特に予算化しておりません。

宮本政志委員 この予算書、全部目を通したけどなかったのだから聞いたけど、市民のためになるものなので、ぜひ予算取りしてください。特に宇部市を参考にしてもらったら、すごく分かりやすいです。ぜひお願いしたいと思いますけど、いかがですか。

井上建設部長 今後の課題ということで、前向きに検討させていただきたいと思います。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。ほか住居表示関係はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）土木総務費から、226ページ、227ページはいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）228ページ、229ページの道路橋りょう総務費。（「なし」と呼ぶ者あり）230ページ、231ページは、先ほど小規模は審査事業でやりましたので。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）232ページ、233ページの調査設計。（「なし」と呼ぶ者あり）234ページ、235ページの河川管理はいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）236ページ、237ページの港湾費はいいですか。（「な

し」と呼ぶ者あり) 238 ページ、239 ページの都市計画費はいいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) 242 ページ、241 ページの緑地公園費はいいですか。(「なし」と呼ぶ者あり) 242 ページ、243 ページはいいですか。(「なし」と呼ぶ者あり) 244 ページ、245 ページ。(「なし」と呼ぶ者あり) そこまでです。下は住宅建築課になるのでいいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) では、歳入に入ります。12 款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金。26 ページ、27 ページはいいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) 次が分担金です。13 款 1 項 1 目土木費分担金は急傾斜の分担金。いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) 28 ページの 14 款 1 項 7 目の土木使用料、行政財産使用料、道路占用使用料、準用河川占用使用料、野積場使用料はいいですか。

恒松恵子副分科会長 公園使用料について教えてください。公園使用料の詳細について、どこの公園ですか。

村上都市計画課管理緑地係長 この公園使用料に関しましては、施設の使用料が含まれておりまして、これは電柱や水道管などの占用使用料であったり、行事を行ったときの施設使用料であったりとかしますので、特定の公園についてというものはございません。

宮本政志委員 その上の野積場使用料 1, 495 万円の対象はどこですか。

大和土木課長 小野田港にあります市の用地である野積場の件であります。

藤岡修美分科会長 ほかはいいいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) 総務手数料、これは 30 ページの 14 款 2 項 1 目。いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) 土木手数料。これは、6 目。32 ページ。(「なし」と呼ぶ者あり) 32 ページ、33 ページ。土木管理手数料と都市計画手数料。いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) 次が、国庫補助金。34 ページ、35 ページ。15 款 2 項 5 目土木国庫補助金。いいですか。(「はい」と呼ぶ者あ

り)次は、県補助金。40ページ、41ページ。6目土木費県補助金の道路橋梁費の県補助金。石油貯蔵施設立地対策等補助金。これは西部石油の関係ですよね。西部石油はあんな状況になってもまだ備蓄金は下りるんですか。

大和土木課長 聞くとところによると、まだ続くという話は聞いております。

藤岡修美分科会長 いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)次は委託金。44ページ、45ページ、土木費委託金。16款3項5目。いいですか。(「なし」と呼ぶ者あり)次が、利子及び配当金。(「なし」と呼ぶ者あり)いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)雑入。52ページ、53ページの土木費雑入。54ページ、55ページで港湾管理費、河川管理費、公園維持管理費負担金はいいいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)以上で審査を終わります。職員入替えのため、暫時休憩といたします。

---

午後4時25分 休憩

---

---

午後4時33分 再開

---

藤岡修美分科会長 分科会を再開いたします。審査番号5番、審査事業18、浄化槽整備推進事業、資料が101ページから104ページ。執行部の説明を求めます。

中村下水道課長 それでは、審査事業18番、浄化槽整備促進事業について御説明いたします。101ページから104ページを御覧ください。下水道課では、公共下水道の整備事業と併せて浄化槽の設置の推進のための補助金を交付して、公共水域の保全や生活環境の向上に努めているところです。それでは事業の概要について説明いたします。この事業は、浄化槽設置するための補助金を個人住宅に交付するもので、その交付については、公共下水道事業計画区域外及び農業集落排水整備区域外にある

住宅に浄化槽を設置する人に対して補助金を交付するものです。令和8年度までに汚水処理の概成を求められている中、令和2、3年度に汚水処理施設整備構想及び公共下水道全体計画の見直しを行い、令和4年度末に公共下水道で整備する区域を縮小しました。計画区域から除外された地域については今後、合併処理浄化槽の設置により汚水処理整備を進めていくこととなるため、従来の補助金に上乗せを行うことで汚水処理人口普及率の向上を図るものです。この事業につきましては、令和5年度より公共下水道事業計画区域から除外した区域については、従来の金額に市独自の上乗せ補助を設定して補助金の交付しております。それでは、事務事業評価シートの説明をいたします。事業概要については冒頭説明したとおりです。対象については、浄化槽設置者となります。手段は、浄化槽設置者に対する補助金の交付、意図は、浄化槽の維持管理による快適な生活環境の確保と水質の保全となっております。次に、令和7年度の活動指標及び成果指標ですが、浄化槽設置整備事業補助金の交付件数は100基としており、汚水処理人口普及率は、86.7%としております。令和7年度に向けた評価は、現状維持としております。令和6年度は7月までの実績として、浄化槽設置整備事業補助金の交付件数は32基となっており、最終の実績見込みですが54基になる予定です。令和5年度に比べ38基少なくなっているのが現状です。次に、102ページを御覧ください。事業期間については、現行の循環型社会形成推進地域計画の計画期間の令和4年度から令和8年度までとなっておりますが、令和9年度以降についても、引き続き事業を継続していきたいと考えております。最後に、104ページを御覧ください。令和7年度に予定しております設置基数をお示ししております。例年と設置基数の変更はしておりませんので、詳しい説明は割愛させていただきますが、令和7年度の実績を勘案して、令和8年度以降については、設置基数の検討が必要だと考えております。浄化槽の補助については、個人の方が申請されて交付する事業になりますので、設置基数については受身のところがありますが、令和7年度も令和6年度に引き続き、広報やSNS等の媒体を活用してアピールを行いたいと考えております。説明は以上

です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

宮本政志委員 今の説明で大体分かりましたけど、令和9年度以降もこの事業を継続していきたいって言われましたよね。確かにこれ、下水道整備地域狭めて、その代わり浄化槽に関しては、合併をしっかりとやっていきますと、この事業はすごく評価している、いい事業だと思います。気になるのが、102ページの予算の財源で、循環型社会形成推進交付金が充てられていますとなっているけど、右側の特記事項でこれは計画期間が令和4年度から令和8年度となっている。この交付金自体が令和8年度で終わるということですか。そこを教えてください。

原田下水道課管理係主任 今の地域計画に基づいた計画により、交付金を国から交付していただいています。計画期間が基本的に5年間で、令和8年度までが今の計画期間になっておりますので、令和9年度以降は、令和8年度にまた計画を立てるということになっております。

矢田松夫委員 本来なら計画区域を大体やらなきゃいけないけど、それを縮小した代わりに補助金を出しますよと。他の合併処理で世帯よりはよくありますと。除外された区域にそういう世帯は大体何件ぐらいいらっしゃるのかですね。それらの中にいわゆる単独処理とか、くみ取りの方が何件あるのか。それらの人を含めて、今、環境をよくすれば、どのようにしたら合併処理のほうに移行できるのかということの宣伝、周知をどうされるのか。特にそういうところ、補助金を出したんだから、今、大事にしないといけないですね。

中村下水道課長 今回、令和5年から上乘せ補助をしておるところですが、下水道の全体区域から除外された方の人数は、大体当時試算したのが1万6,000人ぐらいいらっしゃるんじゃないかなっていうことで、その

中で合併処理槽を利用されていない方が大体6,600人ぐらいを想定しております。この方々への水洗化の利用を進めていきたいということで、啓発については、市の広報紙でお知らせするのは当然で、公式のLINE等でもお知らせしています。その他ラジオに出演して補助金制度についてお知らせもしています。あと、くみ取り業者が一番実状を分かっておられると思いますので、そのくみ取り業者にチラシの配布をお願いしております。あと地域交流センターにチラシを置き、拡大したポスターを掲示してセンター職員の皆様にも問合せがあった場合は、下水道課にお知らせしていただくような形でお願いをし、啓発に努めておるところです。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは予算書の182から185ページはいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、歳入の15款の3目衛生費国庫補助金、34ページはいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）下水道課の質疑は終了です。それでは、審査事業36、37、38の建築住宅課所管部分続けていきましょう。まずは、審査事業36、住宅リフォーム資金助成事業から、続けて3件。

島津建築住宅課長 それでは、審査対象事業36番、住宅リフォーム資金助成制度について御説明します。予算審査資料179ページから188ページに、事務事業調書、事務事業評価シート、リフォーム資金助成事業の実績、令和6年度の事業の利用者及び施工業者へのアンケート結果、総務省のホームページに掲載されております経済波及効果の簡易計算ツールを掲載しておりますので、御覧いただければと思います。この事業につきましても、地域経済の活性化と住環境の向上を図るため、市民が所有し、居住する既存住宅の改修工事を行う場合に助成金を交付するものです。対象工事は、老朽化、災害等による修繕、補修及び模様替えに係る10万円以上の工事としており、様々なリフォーム工事に対応できる使い勝手の良い制度となっています。また、助成対象工事を2月末まで

に完了する工事としているため、申請受付は1月末までとしています。資料の182ページを御覧ください。予算につきましては、平成25年度以降、1,000万円を確保し、事業を実施してきましたが、毎年度、予算額上限まで受付期間中に達している状況です。資料上段の表の予算額合計に対し、助成金額が1,000万円を下回っている原因は、受付終了後に工事が中止になるなどの原因によるものです。下段の表には助成の内訳を記載しています。令和4年度以降、4月から申請の受付を開始しておりますが、10月頃には申請が予算上限額に達し、受付を終了している状況です。昨年、議会から令和5年度決算認定の中で、「当該助成金の受付期間内に申請額が予算額の上限に達し、市民の要望に十分に答えられていない。については、予算の増額を求める」旨の附帯決議が可決されました。このため、4月から受付を開始した令和4年度以降の3か年の月ごとの申請額の平均額を計算し、また、申請額は当初申請が多く、その後は毎月減少していく傾向があることから、この減少率を3か年平均から求め、1月末までに必要な予算額を計算したところ、約1,200万円となったことから、令和7年度は予算額を200万円増額し、1,200万円としています。次に、審査対象事業37、市営住宅改修事業について御説明いたします。予算審査資料189ページから196ページに、事務事業調書、事務事業評価シート、市営住宅の位置図、令和7年度事業実施予定の古開作第二団地H-1棟と有帆団地B棟の位置図、有帆団地B棟の改修図面、令和7年度予算額を掲載しておりますので、御覧いただければと思います。この事業につきましては、令和3年度策定の山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画に基づき、交付金を活用し、市営住宅の安全性の確保、劣化の低減、耐久性及び居住性の向上等のため改善事業を計画的に実施し、長寿命化を図ることを目的としています。長寿命化計画の中では、市営住宅の劣化状況調査も行っており、本事業の対象となります「改善」を行う市営住宅を定めております。具体的には、192ページにあります市営住宅位置図を御覧ください。市の南から、本山団地、赤崎団地、古開作第二団地、古開作団地、南中川山手団地、有帆団地のA、B棟、成松団地、南萩原団地、大河内団地の

1棟、前場団地の1棟が対象となります。これらはいずれも鉄筋コンクリート造の3階建て以上の建物で、建設から30年以上を経過したものとなります。税法上の耐用年数を踏まえて対象となる市営住宅の活用期間を50年と設定しておりますが、耐久性の向上、躯体劣化の低減など、長寿命化に資する修繕を計画的に行うことで、改善事業実施後の活用期間を70年としています。令和7年度は、有帆団地B棟改修及び古開作団地H-1棟の改修を行います。資料の193ページを御覧ください。有帆団地B棟は、昭和48年に建設され、築50年が経過している4階建ての建物となります。具体的な工事内容については、今年度実施しております有帆団地A棟と同様に、給水管、排水管、蛇口、便器、ベランダ手すりの更新、合併浄化槽の新設となっています。古開作第二団地H-1棟は、平成元年に建設され、築35年を経過している7階建ての建物となります。全体的な劣化が見られる屋上防水、外壁改修に加え、排水管の改修を2か年にかけて行います。資料の196ページを御覧ください。令和7年度の歳出予算のうち、手数料21万3,000円は、有帆団地B棟の給水管の口径を変更することに伴う加入負担金として21万3,000円の予算を計上しております。工事請負費は、有帆団地B棟の改修工事費として8,602万5,000円、古開作第二団地H-2棟の改修工事費の令和7年度分として6,652万8,000円の予算を計上しております。令和8年度分については、9,979万2,000円の債務負担行為を設定しています。この歳出に対する特定財源については、事業費の一部を対象として、社会資本整備総合交付金が経費の2分の1で交付される見込みです。次に、審査対象事業38番、市営住宅建替整備事業について御説明します。予算審査資料197ページから207ページに、事務事業調書、事務事業評価シート、叶松団地図面、建替住戸配置計画、住戸案、集会所案、事業の全体スケジュール、令和7年度予算額を掲載しておりますので、御覧いただければと思います。この事業につきましては、令和3年度策定の山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画において、耐用年数超過により安全性や設備水準が低い市営住宅のうち、安全性、生活利便性、敷地等の条件を検討し、叶松団地、

平原団地、西善寺団地を対象団地として建替事業を実施する計画としております。このうち、令和7年度につきましては、今年度に引き続き、叶松団地の建替事業を進めていきます。資料の200ページから205ページを御覧ください。叶松団地は、昭和43年から45年にかけて建築された150戸の団地で、築50年以上経過しています。これを48戸に建て替える計画です。今年度は、基本設計、解体実施設計を委託しており、住民説明会の中での意見等も参考に作成しました基本計画を基にした住棟の配置案、住戸案を作成しております。また、南北ブロックにある6戸を改修し、入居者の移転を進めております。資料の206ページを御覧ください。叶松団地建替事業のスケジュールとなります。令和7年度は、中央ブロックの地質調査、電柱移設を行い、その後、市営住宅18棟の解体を進めるとともに、叶松団地の実施設計、外構実施設計を委託します。資料の207ページを御覧ください。令和7年度の歳出予算のうち、手数料及び設計委託料につきましては、叶松団地の実施設計、外構実施設計委託料及び設計に伴う建築確認申請、住宅性能評価の手数料となります。工事請負費については、市営住宅18棟の解体費用となります。また、地質調査委託料及び補償金は、設計や解体の前に行う地質調査や電柱の移転をする必要があることから、令和6年度に債務負担行為を設定させていただいたもので、既に今年度、契約しております。空き家家具撤去等業務委託料は、解体に先立ち、空き家や団地内に残された不要物を撤去するための費用となります。これらを合計して、3億3,720万円を計上しております。この歳出に対する特定財源については、地質調査と設計、解体工事請負費の一部を対象として、社会資本整備総合交付金が経費の2分の1で交付される見込みです。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりました。それでは、審査事業30、住宅リフォーム資金助成制度、資料ページが179から188ページについて質疑を行いたいと思います。

宮本政志委員 大変分かりやすい資料をありがとうございます。183ページの資料からお聞きします。住宅リフォームの助成事業をどこで知りましたかって、申請者は施工業者が約6割で、次のページに施工業者は市のホームページとかで53%知りましたとある。これ、どこで知りましたかだから、既に知っている人にどこで知りましたかって言うたらそれは全員もう知っているのが前提だけど、そもそもこれはいい制度だと思う。これって市民全体から見たらどれぐらい周知しているかは、集計したことがありますか。

島津建築住宅課長 そういったアンケートを取ったことがないので集計したことはございません。

宮本政志委員 令和7年度の予算の1,200万円は、確かに議会から附帯決議が出ており、予算増があった。予算の1,200万円ということに関して200万円の増で努力してもらったので、ここをとにかくいうとおかしくなるので、せっかくこれで増やしたなら周知にやっぱり力入れて、本市にはこういうすばらしい事業があるんですよっていうのをまず知ってもらうのは重要と思う。だけどその辺りの予算立てが入ってなかったんで、ぜひ力を入れてほしいんだけど、どうですか。

山本建築住宅課主査兼建築係長 広報につきましては市広報紙に年度初めに1回掲載しております。それと、FMスマイルウェブの「ピックアップ！さんようおのだ」で年1回ほど周知させていただいております。

宮本政志委員 年に1回でどれぐらいの周知が行き渡っているか、令和7年度は、どれぐらい周知率があるかっていうのはぜひ取り組んでいただきたいけどいかがですか。

島津建築住宅課長 どのように調べるか今すぐお答えすることはできないですけど、考えてみたいと思います。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）予算も増えたことです。それでは、審査事業37、市営住宅改修事業、資料ページ189から196ページ。

宮本政志委員 この次が建て替えのほうで37は改修ですね。193ページ。有帆団地B棟、古開作じゃなくて下。もう1回構造と築年数を教えてください。

島津建築住宅課長 鉄筋コンクリート造の4階建て、建築年数が昭和48年になります。（「RCね」と呼ぶ者あり）

宮本政志委員 さっきの説明の中で何か、耐用年数のことをちらっと言いましたか。70年にして、何か聞いたんよね。

島津建築住宅課長 鉄筋コンクリート造の通常の耐用年数、税法上で言えば50年ということになっておりますが、それを改修工事することによって、20年は長寿命化して70年は使えるようにしようという計画です。

宮本政志委員 今、税法上と言われて、法定耐用年数のことを言われたよね。これは日本建築学会の耐用年数は参考にしていないですかね。長寿命化を前提にする場合は、SRC、RCに関して法定耐用年数は長い。これは研究したことないかな。日本建築学会が何年と言っとるかっていう質疑じゃなくて、日本建築学会が、総合計画の公共施設の中には、日本建築学会の耐用年数を主に参考にして長寿命化のことをうたってあったけどね。だから、日本建築学会の耐用年数は参考にされないのかという質疑です。

山本建築住宅課主査兼建築係長 大変申し訳ございません。委員がおっしゃられている学会も分かり、資料も持っております。ですが、この長寿命化

計画は50年として策定しています。これは当時、コンサルに出して制定したもので、恐らくこの50年が統一的な扱いではないかと推測しています。

宮本政志委員 コンサル調査結果前提に組んだのだろうけど、これは築50年で持つであろうというものを長寿命化してさらに20年もたせるといふものだから、この本庁舎も大規模改修して、さらに延ばしましょうということで、20億円かけてやりましたよね。そもそも長寿命化は建ててから、例えば50年たった頃に長寿命化しようという計画を立てるときに、20年前には、この長寿命化を見据えた大規模改修をさないとはいけない。これは耐震化工事とは別ですが実施しているのかな。

島津建築住宅課長 おっしゃるとおりで、本来なら定期的に計画を立てていろんなところを直していかないとはいけないということですが、今の長寿命化計画の前にも、当然、防水とか外壁改修っていうのは必要に応じてそれぞれやっていたところです。それに加えて、今回計画をつくって、まだ足りないところをやっていこうということになっております。

宮本政志委員 何が言いたいかといったら、長寿命化はいい論点だと思ってるけど、長寿命化を前提とした大規模改修をするなら、それに当たって、継ぎはぎのような改修を年々やっているのでは駄目なんよ。でも、長寿命化を見据えた大規模改修は、どうもしっかりしたものをやっていないように受け止めたので、このたびの長寿命化をしっかりしたほうがいいよっていう前提です。今、材料からいろいろなものが物価高騰で上がっています。だけど、物価高騰していますからっていう前提で、何でも上がっていいんだという前提でも駄目よね。今後は議会にいろいろな予算が出てくるだろうけど、しっかりとした改修をやらないといけないから、その辺りは当然担当課考えてよね。しっかりとしたこの改修が入ったときの点検も含めて。

島津建築住宅課長 もちろん計画を立てて、しっかりと改修していきます。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）  
それでは、審査事業38、市営住宅建替整備事業、資料ページ197から207ページです。

宮本政志委員 207ページの工事請負費の2億5,000万円は解体と言いましたか。

島津建築住宅課長 解体工事費が2億5,000万円です。

宮本政志委員 この2億5,000万円はどういう積算したのかな。多分複数ある棟の解体をトータル2億5,000万円を出していると思う。1棟じゃないよね。

山本建築住宅課主査兼建築係長 解体につきましては今年度実施設計を発注しまして、その中で予算の数量を算出しております。

島津建築住宅課長 18棟の解体費用となります。

宮本政志委員 これ2億5,000万円って出てきて例えば、今のAスクエアができる前は小野田商工会議所の建物を解体していますね。規模が18棟だから一つ一つで比べたら規模が違うけど、その辺りからどれぐらい、今、物価上昇も踏まえて上がったかっていう確認されましたか。さっき言ったところで、何でもかんでも物価高騰と言って、必要ないぐらい値上げしているということがあったらいけないから聞くんだけど、どこか対比しましたか。

山本建築住宅課主査兼建築係長 過去の解体と比較はしておりません。これは個別の数量、建物の大きさ、コンクリートの数量等をはじいた上で算出

した額ですので、これで入札を執行できるものと思っています。

宮本政志委員 僕らも議会として実施設計の予算とか、あるいはもうその工事そのものの予算を可決してしまって後から問題が出て遅いよね。だから、今、一番懸念しているのは、物価高騰という名の下に、公共施設の新築とかいろいろなものに関して、「えっ」と思えるような増額があったらいけないから、やはり類似の市がやった解体工事、構造も木造とRCでは全然違うけど、それぞれ類似した過去のものをしっかり調べて、本当に上がったものとそうじゃないものを根拠に、出てきた見積りが正しいかどうかということを経算の中に入れてほしいということ言っているんですけどね。その辺りは、今、過去の類似をしていないって言ったけど、しっかり参考にして欲しいんですが。

石田建築住宅課主査 解体については申し訳ありませんが比較はしておりません。建設費の参考で、物価上昇と週休2日の導入により、2020年から2024年の5年間で、約1.4倍の物価上昇が行われております。あと週休2日制度の導入で、週6日労働から週5日労働に変更になったため工期が長くなっています。建築は、工期によって諸経費が変わるので、契約金額もかなり高くなっております。解体については、発注前に再度確認したいと思います。

宮本政志委員 今、おっしゃったことはニュースや新聞でも出ているけど、けど全てが上がっているわけではないからそこをしっかりと精査してください。この18棟の解体業者は市内業者ですか。

山本建築住宅課主査兼建築係長 市内業者で入札する見込みです。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは予算書の審査に移ります。予算書の244ページからです。8款土木費、6項住宅費、1目住

宅管理費から。（「なし」と呼ぶ者あり）246、247ページ。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）248、249ページ。

矢田松夫委員 249ページの21節補償金は移転補償金だろうと思うんですが、今回の新しい予算の中に入っているんですかね。ほかの住宅の関係でありますか。

島津建築住宅課長 こちらについては、毎年度、漁民アパートの入居者の方について移転の意思等を確認しておりまして、もしも仮に移転していただける方があれば、補償金をお出しして移転してもらうための予算でございます。

矢田松夫委員 その上の空き家家具撤去等業務委託料305万円について、恐らく移転をしたときに空き家を勝手に出るといことだろうと思うけど、これはやっぱり市が出さないといけないものですかね。

島津建築住宅課長 本来であれば、全てなければ必要ないものでございますが、今、言われた住宅建設費の中の委託料にあります空き家家具撤去委託料の305万円については、解体する叶松団地に残されているものを撤去する費用となります。

藤岡修美分科会長 だから審査事業に含まれていた。

矢田松夫委員 含まれているんですね。それから住宅の明渡し訴訟はどこに書いてあるんですか。予算は組んでないですか。

島津建築住宅課長 明渡し訴訟については、役務費の手数料の中に含まれております。247ページのほうです。

縄田建築住宅課主査兼住宅管理係長 今回の訴訟の部分については、先ほど言われる247ページの役務費の手数料の中の100万円分ほど対象になっています。

矢田松夫委員 市営住宅で金を払わないから、訴訟もあるけれど、強制執行で出てくれというのは何件かあるんですか。今年予算を組んでいるところがありますか。

島津建築住宅課長 今回の100万円の中に含まれております。ただ、来年度必ずやるとか、どれだけかかるか分からないので、100万円ほど計上しております。

藤岡修美分科会長 ほかよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、歳入。建築住宅課は使用料かな。14款1項7目。（「なし」と呼ぶ者あり）次が、建築住宅課手数料、14款2項6目。（「なし」と呼ぶ者あり）次が、国庫補助金、15款2項5目。（「なし」と呼ぶ者あり）あとは県補助金、16款2項6目。（「なし」と呼ぶ者あり）それから、建築住宅課雑入、21款5項2目。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですか、これで終わりですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

山本建築住宅課主査兼建築係長 すみません。先ほど御質問いただきました解体工事費の物価上昇についてですけど、令和5年度に平原団地を解体しております。同じタイプの建物です。これが1平米当たり約8万円で解体しております。今回、予算を上程させていただきました叶松団地につきましては、8万9,000円、約1割の増額となっております。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは以上で審査を終わりました。産業建設分科会を散会いたします。

---

午後 5 時 1 7 分 散会

---

令和 7 年（2025 年）3 月 1 2 日

一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会長 藤 岡 修 美